

平成31年第1回東大和市議会定例会会議録第4号

平成31年2月28日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	高石健太君

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
総務管財課長	岩本尚史君	課税課長	真野淳君
地域振興課長	大法努君	子育て支援課長	鈴木礼子君
子育て支援部 副参事	榎本豊君	保育課長	関田孝志君

青少年課長 新海隆弘君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
建築課長 中橋健君
学校教育部副参事 吉岡琢真君

福祉部副参事 原里美君
環境課長 宮鍋和志君
都市建設部副参事 内藤峰雄君
教育総務課長 石川博隆君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 関田 貢君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、7番、関田 貢議員の一般質問を行います。

○7番（関田 貢君） おはようございます。昨日に続き、よろしく申し上げます。

では、介護福祉施設の利用について伺います。

介護福祉施設の入所希望者は、5施設及び市外の2施設を含めて、185人の実数になっているということで、市内の5施設は定員380人ということで、市長答弁では合計280人、73.7%という利用率の答弁がありました。そして①の中で、アとイについて施設利用も含めて全体の話をここではしたいと思ってます。ここでの施設利用のできないのは何人かという話では、答弁としては170人の利用できない人がいるというお話をいただきました。そして、私はここの東大和市と他市の施設では、ハトホームと瑞徳にある良友園というんですか、そこを契約をしてると思うんですね。ですから、この市民の利用しやすい環境を私はつくりたいと思ってます。そういう意味で、さくら苑から風の樹、やまと苑、向台ホーム、ハトホームということで、市は協定数を結んでいらっしゃると思います。その協定数をそれぞれ教えていただきたい。そして280人の利用してるということが、その後にこの協定数に対してどれだけ本当に地元の人のために園を開放し、市民利用をされているかという答えが、280人になればすばらしいと私は思ってます。

以上です。質問をします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 特別養護老人ホーム、特に市内の特養と、それから近隣市の特養、2施設について、市民利用の協定についての御質問かと思えます。これにつきましては、4施設につきましては協定を結んでおりまして、市内のさくら苑につきましては定員80人のうち50人分を市民枠に、それからやまと苑につきましては定員86人のうち26人分を市民利用。それから、近隣市になりますと、ハトホーム、これは定員が180名でございますけれども、こちらのうち20人分を市民利用枠。それから、良友園、こちらにつきましては定員100名でございますけれども、5人分が市民利用枠と、こういうことになっております。

以上であります。

○7番（関田 貢君） 今メモできなかったんですけど、協定数のトータルは185人になるんですか。それを、今発表した数字をちょっと合計してみてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま申し上げました協定数を合計いたしますと、101名になります。

以上であります。

○7番（関田 貢君） そうしますと、私がメモを間違えたのかな。平成29年度の予算のときですね、他の議員の質問で良友園が5ベッド、そしてさくら苑が26ベッドと。そして、予算が1ベッド30万で借りてるということで、良友園は三五、十五、150万、そしてさくら苑が780万の予算が計上されてました。そういうふうに予算で計上された数字を見ると、これ185人が、僕は協定数にならないと予算と合わないんじゃないかというふうな気がするんですが、その辺はどのように考えてるんですか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 市民優先枠と予算との関係でございますけれども、私どもは先ほど申し上げました施設につきましては、施設整備、つまり建設における補助を出しております。その補助を出す際に、協定として先ほど申し上げました人数の市民優先枠をお願いしたいという定めをしておりました。ですので、ベッドを確保するための予算というよりは、むしろ施設整備の予算でございますので、そここのベッド数、お金とベッド数との直接の関係はないというふうに理解しております。

以上であります。

○7番（関田 貢君） そうしますと、施設で補助を出したということでは、私は当市が昔、この施設ができた当時の市が補助したということについては、さくら苑、やまと苑、向台、は〜とふるということで、風の樹は除かれると思うんですね。そういう考え方でよろしいんですか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 答弁が多少重複いたしますけれども、私ども施設整備をしたものは、あくまでもさくら苑とやまと苑とハトホームと良友園でございます。先ほど議員が申し上げました施設につきましては、施設整備補助を出していないということであります。

以上であります。

○7番（関田 貢君） 施設整備から見た利用率と、市民利用がこういうふうになりました。先ほどのこの協定数で101名の人数に対して、280人という市民利用がされてるということは、非常に中身がすばらしいと。そして、この中身について、これ報告なんですか、市の人が実際にさくら苑に協定書を、こういうふうに結んでるわけですから、監査とかそういう事前審査でこういうこと……月1回、1年に一遍、あるいはそういう監査とか、その点検にこの実数を確認したことあるんですか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 私ども、こういった施設整備をした特養、それから市内のその他の特養も含めまして、年4回ほど市民利用の実績につきまして調査をしております。

以上であります。

○7番（関田 貢君） わかりました。年4回そういう施設利用をしていると。そして、そういう施設利用を皆さんが4回、監査していただいている中で、東大和の介護老人福祉施設は170人の待ちがあるということで、当然、皆さんチェックしてるわけですから、じゃそれぞれのさくら苑、あるいはやまと苑、向台のベッド回転数はどういう状態で把握されてますか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 特別養護老人ホームと申しますのは、高齢者で在宅の生活がなかなか難しくなった方のついの住みかというような位置づけで施設運営をしておりますので、回転数という点では非常に、余り早くないというんでしょうか、一旦入るともうお亡くなりになるまでということになります。私ども、ですので市内の施設につきまして、どの程度の回転数であるかということは把握しておりません。

以上であります。

○7番（関田 貢君） それは、年4回に検査をして監査してるじゃ、おかしいですよ。一つの施設で、回転というとベッドがあかなければ170人の人は入れないんですよ。ですから、それぞれの施設に高齢化率で、そして一つの施設にお世話になってる。これは満床でいけば、定員が80人が1年に、こういう言い方は失礼なんですけど、このさくら苑では、じゃ100人のところ年10人ぐらい亡くなる、仮にね。そうすると、この1割いかないと。それで、じゃ100人で10人いけば1割になると。そういう計算で、こうしたときに、170人の計算を市民が入れないで困ってる。そうしたときのアドバイスができないじゃないですか、皆さんのその感覚では、施設任せじゃないですか。それ年4回入ってるチェックっていうのは、何をチェックするんですか。

私たちは施設利用をする人のチェック、170人もさつき待ちがいるという話を改善してあげるっていうことが行政のサービスですよ。そのサービスの根底は、僕は回転率っていうのは早いことという意味じゃない。それぞれの施設は、年に10人か、あるいは5人か、それぞれみんな違うんですよ。しかし、そういうことを把握してないと、170人のこれを、じゃ何年かかりますかって質問したら答えられないでしょう、皆さんデータがないんですから。私はあるところで聞いたら、年間でこういくと、3カ月に1人、あるいは4カ月に1人というふうな話を聞きました。そういうふうに計算したら、これ170人の人って、東大和の4施設だけではとても足りない。しかし、ここの280人から東大和の市民が入れてるということについて、私は170人だったらばそんなに待つのかなっていうふうな疑いをします。その辺をもう一度、その検査、年4回の検査というのは促進を図るための検査じゃなくては、何の意味の検査だというふうには私は思いますよ。民間から発想したらば、この査察へ行ったら、年4回検査に行ったら、170人の促進についてはどうなんだということは聞いてこなければいけないですよ、わかりませんじゃしょうがないですよ、この答弁は。ちょっともう一度。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 特別養護老人ホームの入所者の確認につきましては、現在、市内5施設と、それから近隣市2施設の市民利用率というものを把握するために確認をしております。

それから、議員がお尋ねの待機者についてでございますけれども、現在確かに数値としては30年の10月末日現在で170名ということでございますが、この待機者が全て直ちに速やかに特養に入る必要があるのかということでありまして、少し状況としては異なります。

と申しますのも、国の調査でも待機者のうちおよそ4割というものは、その必要性がそれほど高くないという結果が出ております。それから、特別養護老人ホームのほう空きが出て、その待機者連絡をしてもですね、今はちょっとまだ入らない、あるいは今病院に入っていて不必要であると、こういうような回答が出ておまして、感覚としては6割ぐらいの方に断られてしまいますっていう言葉も、伺ったことがございます。

そういうわけで、170名おりますけれども、そのうちの相当部分は、将来の不安に備えて申し込んでおくというような方がいらっしゃるというふうには認識しております。こういう意味で、私どもとしては、確かに数字は170というふうにありますけれども、その数字そのものが直ちにその特別養護老人ホームの整備する必要の直接の根拠になり得るかという、そうではない解釈があり得るというふうには認識しております。

以上であります。

○7番（関田 貢君） 今の答弁じゃ、私は納得しないですよ。

というのはね、何のために国が医療保険改革制度あるいは介護保険のほうの制度を改革してんですよ。その改革がね、次の問題にも触れますけれど、この今の説明では不十分ですよ。というのは医療改革で、例えば病院では年2カ月、そして新しい制度では緩和ケアを設けなければ、緊急医療の中で病院は成り立たないと。介護保険で、そういうことの入所希望者が、そういう曖昧なことで申し込むというのは、私の立場で市民相談を受けたときに、1カ所では入れないから、東大和が4施設あるんだったら4施設を申し込んでおいて、それで入るとして、その4倍はわかりますよ、そういう話はね。しかし、入るために皆さんは工夫してるんですよ。ところが、今度入れる側の審査は監査を受けてるんですよ。だから、その監査を受けるときに、そういう曖昧なことでは、じゃこの特別養護老人ホームに入るために、国は在宅制度を推進してるんですよ。だから在宅をとるか、家で、そういう老人ホームをとるか、ここは次の問題の老健施設をとるか、その在宅のケアをどう進めるかということが国の施策なんですよ。そして、その施策に対して、本当この人は在宅でできないか、できるかっていうのを監査されてるんですよ、入る人が。そこまで、ここで入所する側の老人ホームの施設のケア

マネや、あるいは老健施設のケアマネはすごい神経質になってますよ。それでは、こういう人たちの経営ってというのは、そういう国の在宅を促進をするということは家に帰れってということなんです、国の政策は。それだけ高齢化率が高くて、医療に費用がかかり過ぎて。ですから、医療改革をされ在宅の——こういうふう在宅介護をしないと国の施策が出るってということは、こういう施設利用が多いから、在宅を促進するための法律が改定になってるんですよ。その厳しさが皆さんの言葉には伝わってないですよ。

福祉施設の状況はわかりました。じゃ、老健施設の在宅のあり方ですね。

在宅で、この老健施設の入所が、やはり私は思うんですが、東大和のケアセンター、あるいはプラチナ・ヴィラ東大和の、あれは90%で4割ってということで大体120人が、ざっと計算して、そしてそのうちの48人が、東大和の市民が利用してる。ケアセンターは100人のうちに、私が調べたときには58人でした。月によって、それで答弁では50%、5割が利用してるというお話を答弁いただきました。

ですから、この市民利用のことの、これが老健施設が介護福祉施設よりもっとこれは厳しく、在宅の指導を受けてるということで、このケアセンターに入る難しさというのは年々、市民にこたえてきてます。こたえてるから有料老人ホームへ行く人が多くなってる。それをどういうふうに考えますか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護老人保健施設につきましては、平成30年度の介護保険法の改正で、在宅強化型、基本型、その他型というふうに3種類に分かれました。この改正趣旨は、在宅復帰を図ると、医療的ケアの必要な高齢者についても在宅復帰率を高めると、こういう趣旨のもとで改正されたものであります。したがって、老健——介護老人保健施設につきましても、その在宅復帰のために施設入所期間というものが比較的短くなると、こういう認識でございます。先ほど議員のおっしゃられましたその施設から退所された高齢者の受け皿としては、在宅もありましょうし、それから先ほど老人ホーム、それからサービスつき高齢者住宅等ありますけれども、そういったところに入所されてる方がいらっしゃるというふうには認識しております。

以上であります。

○7番（関田 貢君） このケアセンターの難しかったというのは、法改正で、私は資料で勉強してきましたけれど、従来型では在宅強化型、加算型、従来型で、ルールは3施設のルールだった。ところが、この平成30年4月以降の変更では、今参事がおっしゃいました超強化型、この制度が導入され、在宅強化型、そして加算型、基本型、その他と、5種類に分類されて運営されてるんですよ。ここに当てはまるためには、大変なんですよ。この大変さについて、この強化型の例をどういうふうにも今までの在宅強化型と超強化型の意味合いを捉えてるか、説明してください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 在宅強化型につきましては、国が定める指標がございまして、在宅復帰率ですとか、ベッド回転率などの10項目の指標で評価をいたしまして、その60以上が在宅強化型、さらにその70以上になりますと、先ほど議員がおっしゃられましたような、さらなる強化型というふうには認識しております。国の制度改正は、先ほどから申し上げましたとおり、医療的ケアの必要な高齢者につきましても、在宅で支えるというこういう大きな方針がございまして、この介護老人保健施設の種別も、その趣旨のもとに編成されたと、このように理解しております。

以上であります。

○7番（関田 貢君） ですから、こういう超強化型の取り組みは、東大和市のケアセンターは取り入れました。そして、こういう超強化型、国の指導によって、説明が長いから、私のほうでデータを持っていますから、保険

の類似型の割合、国が進めている中で東大和市の病院は、病院改革、あるいは福祉改革は最先端をいってまずよ、大和病院の経営は。そして、こういう国の政策に対して、一番敏感に反応してるのが、ケアセンター、大和病院の経営ですよ。そして、ここの老人型で、こういうふうに表示になってますデータを見ますと、超強化型を選択した施設は全体で19%、在宅強化型が7%。こういうふうに関東大和市の医療改革や、そういう介護のケアセンターは国基準でスタートしてる。ところが、行政が追いついていかない、その説明に。ですから、市民が迷惑。ですから、そういうサービスを利用するための施設を、もっともっと市民に親切に、こういうふうに変わっていった過程を説明しないと、私はいけないと思います。

ですから、超強化型になりますとペナルティーがつくんですよ。ですから、病院は非常にこれは敏感に動いてますよ。3カ月、3カ月、そして在宅で3カ月、帰す。そして、在宅でどうしても3カ月大変だと。3カ月の経過の後に、もう一度、何とか助けてくださいということで行ったり来たりすることが、超強化型のルールなんですよ。ですから、東大和でケアセンター、入りたいと言ったら、そこではそういう在宅の哲学がないと、自分の家で見ますという哲学がないと、ここには入れないんですよ。

そして、今度は東大和に2店舗目ができて、芋窪地区にできたのは在宅強化型、それよりやや締めつけがやわらかくなります。それでも、従来のやり方を、芋窪のケアセンターはとってる。ですから、従来のやり方で東大和のケアセンター見れば、その違いが歴然としてますよ。

ですから、そういう強化型の指導について、私は東大和市の皆さんの相談を受けると、ケアセンターに入りたい、しかしケアセンターに入る目的は、よその病院で治療を受けて、それで治療が落ちついたから、東大和の住民であるから、東大和ケアセンターに入ります。しかし、3カ月で出すと、待たなしで3カ月で出ていくというシステムですから、もう3カ月後には自分が手当てをするか、役所のケアマネが、包括支援がお手伝いしないと、通常でいけば、私の暮れの話、12月の相談や、1月の相談を見ると、みんな有料老人ホームですよ。待たなしですよ。そうしたときに、有料老人ホームの値段がまちまちですよ。東村山へ行った施設では17万、大和でできた新しい有料老人ホームは30万、それで山口で行ったのが20万、そういうふうにはばばらですよ。

ですから、そういう有料老人ホームに行かないで、特別養護老人ホーム、170人待ちと。それで、東大和のケアセンターは何日か待ち。ところが、芋窪のほうは待ちがないというお話です。ですから、在宅治療型の旧のやり方でいけば、芋窪のほうが入りやすいのかな、芋窪地区にある施設のほう。そういうふうには私は思いません。ぜひ、この強化型のペナルティーは、国基準で進んでる東大和の施設ですよ。それを行政が、昔、従来の国基準で、国がトップダウンでおりにくるときには予算は内示があって、おりにくには二、三カ月、あるいは1年かかる、あるいは3年かかる、まちまちですよ。しかし、この厚生関係については、医療改革や、こういう福祉の改革では待たなしで動いてますよ。そのスピード感は、もう一度勉強し直して、市民サービスをより効果的に上げていただきたいとお願いして、次の問題に行きます。

そして、あと私が、こういうふうに関東大和病院のいろんな病院の施設を見ると、東大和病院は急性期病院ですから、急性期病院は地域包括病院、あるいは回復リハビリテーションとか、あとは緩和ケア病棟、こういうのがみんな義務づけられてる。緩和ケアというのは、終末を迎える人を何ベッドか救急病院に置かなくちゃいけないと。そういう5ベッド、10ベッドを置くということが義務づけられてる。だから、そういうのは東大和病院も緩和ケアの病棟ができた。それもどンドンどンドン変化していくということですから、病院も3カ月で出されちゃう。だから、ケアセンターとやや同じシステムになってきてるんですよ、医療改革も。

ですから、それを市民サービスをきちっとやるのに、今の東大和のケアセンターの利用の仕方、あるいは芋窪地区にあるケアセンターの利用の仕方は、それだけ違うということをお皆さんにわかっていただき、そして市民サービスをきちっとして、高い特別養護老人ホームへ行かないように、特別のこういう費用を見ても、一番安いってことで16万3,000円から値段が下に、これは宣伝しちゃいますけど、サニーライフという会社が、東大和の近くに、村山にできました。そうしますと、ケアセンターが11万から15万で、そして老人ホームが10万前後ですから、これややもすると、こういう有料老人ホームが安くなってくると、今までの介護保険制度の中身をもう一度改めないで、こういう介護に入れないで170人待ち、そしてそこに中間施設、昔は中間施設と言ったんですけど、ケアセンターがあり、そして老健施設の使い方について、サービス向上をお願いして、次の問題に行きます。

次に、休日診療所の問題についてですね。

休日診療所の答弁をいただきましたときに、3番目の問題で、地域の診療所と当番制と病院との連携は実現できないのかと言ったら、実現をやっておりますという話を聞きました。では、休日診療所の歴史と目的の中に、もう一度、東京都の医療改革ではどのような緊急の指導をされてるか。この緊急診療所のあり方を、もう一度お願いします。

○健康課長（志村明子君） 東京都保健医療計画におけます初期救急のあり方でございますけども、救急医療のうち入院を要しない軽症者の医療を行うものを初期救急としており、市町村が担うこととされております。以上でございます。

○7番（関田 貢君） 私がこの初期救急の医療のあり方で、東京都の医療の資料を調べてきました。そうしたときに、東京都のこの問題については、平成27年度の9月の質問をしたときに、市長さんは検討してまいりたいとか、2代にわたってますから検討しますとか、そういう2代の答弁を書いてきました。

そして、この目的は、この初期については、都区市町村が行う休日夜間急患センターや在宅当番医療制度等の初期救急医療体制の整備に対して支援を行うことにより、住民の身近な救急医療体制を確保してますと、これが初期の目的なんです。それで、この目的の中を、区町村の中で休日と夜間ということさらには分析しますと、休日夜間救急センターとは、休日及び夜間において比較的な軽症の救急患者を受け入れるための自治体を整備するものと言ってる。それで、東大和市の休日急患は夜間はやってないんですよ。昼間やってるんですよ。そして私が、東京都はもうとっくに、これ新しい最近の資料ですから、在宅当番医制度というのは、東京都はやんなさいってつてんだよ。なぜ当市は、こういうことができないのかということ、私は言いたいですよ。それを、もう一度お願いします。

○健康課長（志村明子君） 当市におきましては、休日の昼間ですけども、市の中央にあります休日急患診療所において初期救急を行っております。在宅当番医制度につきましては、各市内の診療所で輪番制によること、市民の方に日にちによって違う箇所に行ってくださいと、また駐車場も数台しかないこと、いろいろな問題がございます。一方、センター方式でやっております休日急患診療所につきましては、ある程度の駐車台数を確保できること、また市民の方にその場所が定着しており安定して御利用がいただけること、そのようなことから、当市におきましては、在宅当番医方式を採用せずに、休日急患診療所におきまして休日急患診療を行っている、そういうことでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） 皆さんの改善の努力、全くないですよ、今の答弁聞くとね。残念ですよ。

なぜ、これ休日診療所が、2,600万からの費用をかけて、じゃ皆さん、ここの歯科診療所は200万ですよ。歯科診療所が何で輪番制でできてるんですか。200万ですよ。歯科医師会は、議会で誰か輪番制でとか、あるいはこれをやってくださいとあって、僕、質問、聞いたことないですよ。これ歯科医師会からのそういう設問で、皆さんが答えたというふうだと私は思うんですよ。私なんか議会で、2代の市長にわたって休日診療所の廃止を言ってるんですよ。これ、事務所は要らないつつつてんだよ。輪番制でっていうことは、各医者が約束をもって、この医師会が、歯科医師会と同じように輪番制であれば200万で済むんですよ。何で事務所を構えて、東大和市は中央でやらなきゃいけないかと、そんなに2,000万からかけて、何のメリットがあるんですか。おかしいですよ、そういう答弁の仕方は。

こういう提案を、僕は事務所を廃止して輪番制で病院とタッグを組みなさいと提案して、それであなたたちの答弁では、診療所で休日急患の人が、大変な病気になった人は大和病院の二次救急にお願いしてますなんて、それは輪番制に変えればいいんですよ、事務所が。診療所は、そうじゃなくたって、三多摩は診療所が多いと言われてるんですよ。北多摩西部医療圏は、東京都の分析で。先ほど言いましたよね、北多摩西部地区は診療所が多いんですよ。ですから、多いからそういうことで、東大和は事務所を構える必要はないんですよ。皆さんの日曜日を、歯科医師会と同じように輪番制で、順番でこういうふうに事務所をあけてもらって、それで北南に分けて、それでこの二次救急に必要な人は大和病院に送れば何ら問題ないです。そういうことを、もう一度ちょっとお願いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 議員から長年にわたりまして、そういった御質問をいただいているということは、私どもとしても承知をさせていただきます。しかしながら、休日急患のこの診療所を運営するに当たりましては、医師であります医師会の先生方の御協力なしには運営はできないということも事実でございます。

また、今議員からお話がありました歳出に関しましては、おっしゃる数字の経費はかかっているかと思いますが、当市におきましてこの休日急患診療所におきましては、診療報酬のほうは基本的には市側のほうに入ってきておりますので、そういった歳入と歳出の——済みません、今手元に資料はございませんが、差し引きをしますとそれほど大きな金額にはなっていないというふうには認識してございます。

また、歯科の話もございましたが、歯科の場合ですと、やはり機材ですとか、そういったものが大変高うございまして、そういったこともございまして歯科に関しましては、輪番制によって実施をしているという状況でございますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 御理解いただきますって、いただけないですよ。何回もこう言って、私が質問したときには、休日診療所を、東大和の診療所の四十何カ所かな——あった中で、新城医院だけが休日診療所、その当時、私が質問した当時はやってましたよ。そのほかにメディカルボックスが、内科、小児科ができ、それでアイエスクリニック、奈良橋地区のあれも、休日、ここでは小児科のができましたし、たけもとクリニックも一番新しく、4店目で休日を開放する。こういうふうには内科、外科がそろってきて、東大和市に休日を4カ所もして、なおかつ古臭いことを、東京都にないようなことを東大和が2,600万もかけて、予算をかけて中央に事務所を構えて、そこへ医者と看護婦、薬剤師、そして事務員も雇ってですよ、置くっていう必要性は私はないと思ってます。これは何回も質問してるから、要望しときます。こればっかやっていると、次もう時間がないんで。

それと6番、小児初期救急も、この休日診療所と同じ扱いですよ。皆さんは、ここの報告を聞くと、7時か

ら9時半っていうのは、子供や大人が夜、熱を出す時間帯が、7時、8時、食事後、寝るときに、そうしたときに夜、行ける場所がない。そういう意味で、小児科初期救急の問題が掲げられ、この週3回、火・水・金という利用者が、結局、92人、84人、45人ということで、こういう時間帯が利用されてます。休日診療所で、日曜日、昼間、万が一、事故に遭って、そして夜の時間に対して大和病院に行ったら、きょうはやってない日にぶつかったということは、私んここに寄せられています。しかし、僕はそういう市民の休日、こういうふうには東京都が、こういう夜間の中でですよ、在宅当番制の中でも、休日及び夜間において比較的な軽症の受けるための当番医療機関をやってくださいねって東京都が指導してるんですよ。ですから、やればいいんですよ、当市は。こういう東京都の指導があつて、小児初期救急の平日準夜帯の診療は7時から9時半まで、土曜日までやってますよという広告と、週3日という、そこに当てはまった患者はいいでしょうけれど、当てはまらない人はたらい回しになりますよ。ですから、そういう改善をお願いしたいというふうに思います。

次に、最後にがんのお話を、時間をかいつまんで、私がこの問題を提案した当時、カレンダーの不親切があり、そんでこのカレンダーについては、新しくカレンダーつくっていただいて、わかりやすくなったということは好評を得てます。そして、がんの中で乳がん検診が1,330人ふえたということで、非常に喜ばしいことだと。これ4年前とデータを比べますと430人ふえてるということで、かいつまんで、そしてこれもすごい、肺がんも1,359人になり、これも26年度は区と比較すると559人というふうになりました。こういう肺がんの受診率も上がっていますので、ぜひこういう受診率を上げていただいて、がん予防対策のこういうふうには、がんにならない人をつくっていただきたいと思います。

○議長（押本 修君） 発言の途中ですが、時間が参りましたので、関田 貢議員の一般質問を終了いたします。
以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○議長（押本 修君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4 番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） おはようございます。議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。
尾崎市長が4年前、日本一子育てしやすいまちを目指すとして、重点的に子育て施策を進めてきたことは、これまでに当市では余り感じられなかった目指す方向を明確に示し、施策も進んだことは評価いたします。一方、子育てをしている現役世代、あるいは当事者である子供たちには実感がないという御意見を多く聞きます。私は、子育てしやすいまちというのは、町全体で子育てを応援し、子供が自信を持って成長していけるまちであってほしいと思います。子供の成長にとって、勉強と同時に何かに熱中したり工夫をしたり、時にはうまくいかないことを体験し、それを乗り越えたり、折り合いをつけたりして、社会性を身につけることができる遊びが大切です。

そこで、子供の遊びの確保について伺います。

①子供の遊びの重要性についての認識を伺います。また、子供が遊ぶ環境がどのように整っているのか、乳幼児から未就園児、就園児、学童期、中高生など年代ごとの状況を伺います。

②屋外で遊ぶ環境がどのように確保されているか。現状と課題を伺います。

ア、ボール遊びができる公園と禁止されている公園があるが、ボール遊びができる公園の割合はどのくらいあるのでしょうか。ボール遊びをするにはスペースがあることに加えて、近隣の御理解も必要ですが、市の対

応はいかがでしょうか。また、ボールネットの設置について伺います。

イ、狭山緑地を初め、身近に豊かな自然がある環境を生かした子供が自然と触れ合う体験の機会を、市内外に広めることについての市の認識を伺います。

ウ、子供自身が責任を持って遊ぶプレーパークの活動が市内でも続いています。他地域では市の事業として常設化しているところもあります。プレーパークの意義と当市での考えを伺います。

③市長のタウンミーティングにおいて、子育て世代の方々から、室内で充実した遊びができる場の要望が多く聞かれました。場所の確保と同時に保育士などスタッフがいて、遊びの提供がされるような施設が子育て支援には欠かせません。全天候型の室内遊びの確保について伺います。旧みのり福祉園を利用した子育て支援施設について、そのような場となるか、あわせて伺います。

次に、地球温暖化防止及び災害時の電力確保に向けての取り組みについて伺います。

代表質問でも伺いましたが、再生可能エネルギーの活用は、情報収集や研究といった様子をうかがう時期はもう過ぎています。状況は進み、最近では非常用電源としての役割も改めて認識されてきています。当市でも積極的な導入へと進むべきと考え、質問いたします。

①第三次東大和市地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガス排出量を、平成27年度を基準年度として、平成29年度は1%削減するとしています。それに対する現状を伺います。また、結果を受けての課題を伺います。

②市は温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みとして、12の取り組みを挙げています。そのうち、再生可能エネルギーの有効利用による取り組みは、災害時の電力にも利用できるため、積極的に進めるべきと考えますが、市の認識を伺います。また、第二次東大和市環境基本計画によると、市の施設における再生可能エネルギー利用システムの導入を検討していくとありますが、その進捗状況を伺います。

③温室効果ガス排出量については、使用する電力の電力構成によるところも大きいです。電力契約の考え方について伺います。

④東京都環境基本計画では、2030年における温室効果ガス排出量を2000年比30%程度削減を目標に掲げています。市内全体での温室効果ガス排出量の現状を伺います。また、市民や事業者の削減の取り組みを進めるための施策について伺います。また、再生可能エネルギー利用と省エネ性能の高いランニングコストを考慮した住宅を広めることについて伺います。さらに、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の検討状況について伺います。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、子供の遊びの重要性に係る認識と、子供が遊ぶ環境の整備についてであります。子供の成長や発達にとりまして遊びが大きな役割を担っていることは、保育、教育、母子保健等の各分野で研究が進められており、市としましても遊びの有効性につきましては認識しているところであります。子供が遊ぶ環境の年代ごとの整備状況につきましては、乳幼児期は子ども家庭支援センターや、市内3つの保育園に子育てひろばがあります。また、児童館6館に親子が遊べる場所があります。学童期につきましては、放課後の安全・安心な居場所として児童館、放課後子ども教室及び学童保育所があります。中高生世代につきましては、児童館があり

ます。

次に、ボール遊びができる公園の割合、近隣理解への対応及びボールネットの設置についてであります。基本的に公園でのボール遊びは禁止されているものではありませんが、現在ボール遊びができる公園は、市内にある114カ所の公園や、こども広場のうち約半分程度になっております。市ではボール遊びをする際には、近隣の住宅がない方向に向かってボールを使用するよう、注意を促す看板を設置する等の対応を行い、近隣の御理解をいただいております。しかし、敷地等が狭く、近隣に御迷惑がかかる場合には、ボール遊びを禁止させていただいております。なお、ボールネットの設置につきましては、一部の公園では設置しておりますが、公園の周囲の状況や設置費用の関係から全てに対応できている状況にはありません。

次に、子供が自然と触れ合う体験の機会を広めることについてであります。東大和市立狭山緑地につきましては、市民団体であります東大和市狭山緑地雑木林の会を中心に、豊かな自然環境を守っていただいております。また、市内には都立狭山公園や東大和緑地もありますことから、豊かな自然に恵まれた環境があります。このような環境を生かし、子供の自然体験の機会をつくることは、市の施策であります。日本一子育てしやすいまちづくりにもつながることから、市民の皆様に広めるとともに、市外へ当市の魅力をPRしてまいりたいと考えております。

次に、プレーパークの意義と市の考え方についてであります。プレーパークとは既製のブランコや鉄棒などがある従来の公園とは違い、子供たちが想像力を働かせることにより、工夫して遊びをつくり出すことができる遊び場と言われております。プレーパークは冒険遊びとも呼ばれており、現在、市民グループ、東大和七森プレーパークが下立野林間こども広場で定期的に活動しております。また、立野西公園におきましても、市民ボランティアの協力を得て冒険あそびを開催しております。今後は、これらの冒険あそびを主催していただけるボランティアの育成に努める必要があると考えております。

次に、全天候型の室内遊び場の確保及び旧みのり福祉園を利用した子育て支援施設についてであります。市内児童館6館では子供の遊び場の拠点と居場所として、日曜日と祝日、年末年始を除く午前10時から午後6時まで利用することができます。旧みのり福祉園跡地の活用につきましては、平成30年12月から平成31年1月にかけて、（仮称）東大和市児童発達支援センター及び子育て支援拠点施設の整備方法及び管理運営方法に関する公募型市場調査を実施しました。現在応募のありました事業者と対話を終了し、その内容の公表に向けた事業者との調整を行っているところであります。

次に、第三次東大和市地球温暖化対策実行計画の現状と課題についてであります。平成29年度の温室効果ガス排出量は、平成27年度と比較して15%の増加となっております。課題につきましては、近年の異常気象等を踏まえると、省エネを中心とした今までの対応では目標達成が難しいと考えております。

次に、再生可能エネルギーの有効活用と導入の検討についてであります。再生可能エネルギーの活用は、温室効果ガス排出量の削減に一定の効果があるものと認識しておりますが、具体的な取り組みには至っておりません。また、第二次東大和市環境基本計画に定める市の施設における再生可能エネルギー利用システムの導入検討につきましても、財政面や建物構造等の課題から具体的な取り組みには至っておりませんが、今後、調査研究を含め導入に向け検討してまいります。

次に、温室効果ガス排出量に係る電力契約についてであります。現在、本庁舎を初めとする高圧電力の施設では、特定規模電気事業者と契約をしております。契約に当たりましては、国が公表する温室効果ガスの調整後排出係数が、代替値未満の事業者の中から決定するなど、温室効果ガス排出量に留意し環境に配慮した契

約に努めております。

次に、市内全体での温室効果ガス排出量の現状と削減に向けた取り組み等についてであります。平成30年3月にオール東京62市区町村共同事業——みどり東京・温暖化防止プロジェクトが公表した多摩地域の温室効果ガス排出量によりますと、東大和市の温室効果ガス排出量は、平成12年度が30万8,000トンであったのに対し、平成27年度は30万3,000トンとなっており、1.6%の削減になっております。温室効果ガス排出量の削減につきましては、市民や事業者とともに取り組むことが必要でありますことから、平成30年6月に開催した環境市民の集いでは、専門アドバイザーによる環境講座を開催したところであります。また、再生可能エネルギーの利用と省エネ性能の高いランニングコストを考慮した住宅の普及と地球温暖化対策実行計画の区域施策編の検討につきましては、現状では具体的な取り組みには至っておりません。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○4番（実川圭子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、1点目の子供の遊びの確保についてです。

子供にとって遊びが重要ということは、どなたも否定するものではないと思います。まず改めまして、子供の成長にとって重要な役割がある遊びについて、市ではどのような認識を持っているのかお伺いします。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子供の遊びの重要性につきましては、さまざまな保育、教育、母子保健の分野で研究が進んでいるところでございます。子供は生まれながらに遊びの機能が備わっており、遊びを通して生きるスキルを学んでいると言われております。遊びを通してやりたいことに向かって集中して取り組んだり、仲間と一緒にかわりの中で工夫して取り組むことにより、社会性や道徳性、言語、コミュニケーション能力、物事に取り組む姿勢である自主性や自発性、粘り強さや工夫する力、社会的・情動的スキルと言われる非認知能力を発達させる役割を持っていると考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 子供が育つ上で本当に基礎になる生きていく力を、遊びを通して身につけていくということだと思います。ですので、子供にとっては本当に非常にこの遊びが充実するということは、大事なことだと私は思います。

その環境を市としてはどのようにつくっていくか、市としてというか大人はどういうふうなそういった環境をつくって、子供の成長を応援できるかということがポイントだと思います。市では、御答弁もいただきましたように、子育てひろばですとか児童館、あるいは学校に入ったら学童ですとか放課後子ども教室なども充実してきてるところだと思います。私は、例えば保育園や幼稚園や学校以外の場所、第3の場所というふうに呼んでますけれども、そういったふだん通っている場所以外の場所でいろいろ学ぶことが多いというふうに思います。親でもない、あるいは先生でもない、第3の大人とのかかわりというのが、人生を豊かにしていくのではないかなというふうに感じます。いわゆる3つの間、間ということで、仲間、空間、時間というふうによく言われますけれども、そういったところをやはりたくさんつくっていくことが、必要なのではないかなというふうに思います。

子どもの権利条約にも、子供たちにとって参加する権利というのが1つあります。子供はただ受け身だけの存在ではなくて、主体的に社会にかかわっていく、そういった権利も保障されるべきだというふうに思います。

けれども、小学校の高学年から中学生とか高校生になれば、自分でもいろんな発言ができると思いますので、そういった年齢が上のお子さんについては、どういったところが必要なのかというのを直接意見を聞く、そういったことも必要なのではないかというふうに思ってます。

この遊びについて、今年度、子ども・子育てニーズ調査を行っているかと思いますが、その中でどのような意見を伺ったのか。また、中学生にもこのニーズ調査をしているというふうに聞いてますけれども、その中で遊びについて何か、こんなことを聞いてみたということがありましたら教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 平成30年10月に子ども・子育て支援ニーズ調査を実施したところでございます。調査の対象でございますけれども、未就学児の保護者、それから小学生の保護者、中学生本人、高校生本人に行ったところでございます。

その中におきまして、遊び場や居場所に関する調査項目がございまして、未就学児におきましては、かるがもひろばや子育てひろば、保育園で行っておりますが、その利用についてどうなのかとかですね、一時預かり、子ども家庭支援センターや保育園で行ってるもの、さらにはさわやかサービスの利用について、利用してるかというような質問項目を設定いたしました。さらに、要望といたしまして、これ例示しておるんですけども、遊び場をふやすことや、身近に集まる場所の設置などということで、いかがですかというところも聞いてるところでございます。

それから、小学生につきましては、放課後の過ごしている場所を聞いたりしております。また要望については、先ほどの未就学児と同様に、遊び場をふやすことや身近に集まれる場の設置などを、例示して聞いてるところでございます。

中学生、高校生につきましては、それぞれ放課後や休日の過ごし方、それから場所などを聞いてるところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） このニーズ調査の結果の公表は、これからだと思いますけれども、そういった意見を積極的に取り入れて、また確保に向けて進めていっていただきたいと思います。最近では、子供たちも友達の家に行き来するということが、世の中の状況で少なくなっているというふうにも聞きます。外で中学生が数人、集まっていると、それだけで何か悪いことしてるんじゃないかというように結構敬遠されてしまうような世の中になっていますので、そういったことがこの東大和ではないように、みんなで子供たちの遊んだり集ったりする場を確保していくというような、まちづくりをしていっていただきたいと思います。

少し先に行きまして、次の屋外遊びの環境について伺いたいと思います。

ボール遊びができる公園ということについては、私だけではなくほかの議員もたびたび議会で取り上げている問題だと思います。特色ある公園整備基本方針でも、スポーツのできる公園ということで計画をされていましたが、その進捗状況、あるいはどこか、その基本方針の中では、場所の選定を1カ所というふうに定めてますけれども、そういった場所が選定できたのか、そのあたりの状況をお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 特色ある公園整備基本方針、こちらは中で掲げておりますボール遊びができる公園、こちらのほうについても並行して今、公園等を超寿命化していく中で検討はしているところでございますが、なかなか適地が見つかっていないというのが正直なところでございます。ただ、そうは申しまして、なかなか市内全体を見回しても、ボール遊び自体を公園として、先ほどの市長答弁にもありましたように、ほとんどの自治体、周辺市、見ましても、ボール遊び自体、公園で禁止してるわけではないわけですね。

ただ、やはり近隣の方等の御迷惑にかかるとか、そういったところの視点から御協力いただいて、ボール遊びを禁止しているというのが実情でございますので、今現在、市として特色ある公園につきましては、優先順位といたしまして、魅力的な遊具のある公園、こちらをちょっと今協議させていただいてるところございますので、その中で順次、ボール遊びのできる公園、こちらのほうの確保についても、あわせて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） 先ほどはボール遊びのできる公園の話をしていたところなんですが、特色ある公園の整備基本方針で挙げられているものも、優先順位があるので、まだスポーツができる公園というところには進んでないということがわかりました。

市民意識調査などでも課題となってるボール遊びのできる公園というところなんですが、まあ1カ所設置をしたからといって子供たちが、やはり遊びたいというのは、近所で子供が歩いて行けるような生活圏内で、いつでも近くで遊べる、気軽に行けるというところなのかなというふうには思います。市長の御答弁では、公園でのボール遊びは禁止してるということではないが、やはり近隣の状況を見ると、現実的に危険なところはなるべくしないようにというようなことで、私も幾つか公園の看板などを見て回りましたが、市役所の名前でボール投げや危険な遊びはやめてください、あるいは公園内でボール投げをしないでくださいというような看板なども掲げられているのを見ました。

気軽にボール遊びができないという状況が、地域によってはあるということがわかりました。その中である公園で、それは近隣の方が張り出したようなものかなというふうに思ったんですが、張り紙のようなもので、ボール遊び禁止っていうのが、公園の中に幾つか張ってあるというような公園があったんですが、こういった表示を、例えば市民の方が、その公園にするというようなことがあった場合に、市に連絡があって、市が許可したということなのか、そのあたりをお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 周辺住民の方から、ボール遊びをやめてほしいといったお願いのお話が来た場合は、そういった場合には当然市のほうで対応するという形をとってるわけですが、今議員からお話がございましたような、地域の方がですね、こちらのほうに声かけなく、一部には何か張られているような公園もあるというふうには認識しております。ただ、そちらにつきましては、地域住民の方がボール遊びをやめてほしいという思いからつけているものだと思いますので、こちらとしても正確な数の把握まではちょっとできてないという状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） この問題は、1つは本当に場所的なもので、ボール遊びをしたら本当に危ないというところの問題もあると思いますけれども、もう一方で、やはりまちの近隣の住民の方ですとか、周りの大人が理解をして、みんなで見守ってあげるというような、そういった目があれば禁止をしなくても済むというところもあるのではないかなというふうに、私は感じてるところです。

半数ぐらいはそういった形で禁止してるということなんですが、半数ぐらいはやっていいということだと思います。私の自宅の近くのこども広場でも、毎日、子供たちが元気にボール遊びをしている様子などを見たりしているんですけども、イメージとして、やはりボール遊びが禁止されてるんでしょってというようなイメージが、どうもあるように感じます。

もしボール遊びができる公園がないというようなことの見解があった場合には、私はここならできるよとか、あそこの公園なら使えるよというような、できないって言うことを言うだけじゃなくて、ここならできるよって言うことをしっかりと伝えていく、そういうことも必要なのではないかなというふうに思います。小学生だったら地域の身近なところというのものもあるかもしれないですけども、中高生になれば少し離れた公園でも、あそこなら安心してできるよというところを伝えていくということも、必要なのではないかなというふうに思います。そういった対応も、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次の2点目、イのほうの狭山緑地など自然を生かした、自然と触れ合う機会の体験の機会についてお伺ひします。

これまで一般質問や、あるいは厚生文教委員会の中などでも、私も述べさせていただいておりますけれども、せっかく周りには非常に豊かな環境がそろっている中で、なかなか南のほうに住んでる方が、狭山緑地に行ったことがないってようなお話を聞いたりとかすると、残念だなというふうにいつも感じる場所です。魅力的な企画などがあれば、人は遠くからでもわざわざ訪れてくると思います。東大和の狭山緑地で炭焼きがあるというのを聞いて、わざわざ都心のほうからいらっしゃるってような方もいらしたようなんですけども、都心から一番身近に自然を体験できる場ということで認知度が上がれば、やはり訪れたり、転入する方もふえてくると思います。市の環境基本計画の中に、小中学生に対する環境教育の推進として、狭山緑地での自然観察等のフィールドワークなどの機会を提供すると載ってます。現在どのような取り組みがされているのか、またこの実施をする主体というか、主催はどこになるのか、そのあたりもお伺ひします。

○環境部長（松本幹男君） その点につきましては、窓口としては、やはり私ども環境部のほうで、そこについては計画を持っておりますので、主体として動くべきだというふうには考えております。ただ、今現在、学校のカリキュラム等の関係もございますので、なかなかそこまでの具体的な運びというところには至ってないという状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） せっかくいいフィールドがありますけれども、なかなか、じゃ子供だけで遊びに行っておいでってような場でもないのかなというふうにも思います。子供たちが、じゃ自分たちであそこを探検しようって言う、昔の子供だったらそういうこともあったのかもしれないですけども、なかなか今の状況で野山に行ってお自由に遊んでおいでって言うことも言えないような状況なのかなというふうに思うと、やはり何かしらの企画ですとか、大人の目って言うのも必要になるのではないかなというふうに思ってます。

一般的に子供の自然体験って言うと、自然の素材で工作をしたり、草木染めをしたり、また林の中を散策しながら自然観察のポイントを教わったりって言うことがあると思いますけれども、その拠点として、私は郷土博物館というのは非常にいい場所だなというふうにいつも思っているんですけども、郷土博物館でも幾つか企画などもあるかと思っておりますけれども、私の印象ですと少し企画の力が足りない、あるいはスタッフが足りていないのではないかなというふうにごく感じる場所です。いいアイデアとか、実行するためには、その企画をするための人を確保するというのも必要だと思いますけれども、職員の体制とかもあると思いますので、

そういったときに私はやはり市民の力を発揮していただく、環境教育や自然体験に関心があるボランティアさんという方なども、協力していただくということが必要なのかなというふうに思いますけれども、今、環境教育や自然体験に携わってるようなボランティアさんがいらっしゃるのか、お伺いします。

○社会教育部長（小俣 学君） 狭山緑地での子供の自然体験とか、そういう企画ということでお話がありましたので、私のほうで最初に――最初にといいますかお話を、答弁をさせていただきます。博物館のほうでは、平成8年からもう20年以上続いておりますけれども、自然観察会という名前で狭山緑地を30分ぐらい散策するような、そういうガイドをやっております。

こちらについては、開館日の土日、それから祝日、そういう中で随時行っております。来館者見まして、館内放送で、これから行きますよというようなことで、子供たちも声かけしたり、そういう中で、ずっと続けてきてる人気のある行事が続いてきております。平成29年度は47回やりまして、参加者218人ございました。平成30年度におきましては、今年度ですが、2月まで、今月までの実績で44回、参加者176人ということで参加をいただいております。

そこで、環境教育ボランティアですね、そういう方が今3人おります。その方は今、主に学校教育との連携の中での総合的な学習とか理科とか生活とか、そういう生活科ですね。そういう授業の応援のサポートをさせていただいております。その自然観察会のほうには、ちょっと一緒には今行っていないということでございます。そういう状況の中で、今後につきましてになります。今ずっと長くやっております自然観察会ですね、そういう事業をやる中で、当然、子供、来たときには、子供にも楽しんでもらえるような、そういう工夫をしながら実施をしてみたいと、そういうふうに考えてございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今、自然観察会のお話をさせていただきましたけれども、そういった企画ですとか、ほかにも子供たち、今子供の自然体験ということで質問しているので、子供の体験に特化したようないろんな企画というのが、さまざまもつとできるのではないかなっていうのは、私は思ってるところです。それにしても、それを企画をして実行するには、大人の力というのが必要だと思いますけれども、今の博物館の職員だけではそれをしていくのは難しいかなというのもちょっと感じているところです。

1つ提案として、郷土博物館の中でボランティアさんをさらに募って、1つ会議室か何か部屋を、ボランティアさんが常駐できるような部屋をつくるということを提案したいと思います。そういうところに人が集まって、どんなことをしようかっていうような話をしている中で、楽しい企画ですとか、アイデアなども出てくると思います。公民館のほうで、いろいろまちづくりを進めている方たちですとか、あとヒガシヤマト未来大学の受講生の方などにも協力していただいて、そういったことがやれば、職員だけが企画をしてやっていくというようなことで、大変な思いをするだけじゃなくて、ボランティアさん中からいろいろアイデアを募りながら楽しい企画なども進めていくことで、充実した体験ができるのではないかなというふうに考えますので、ぜひそのあたり、これは御提案として申し上げたいと思いますので、御検討、お願いしたいと思います。

それでは、次のウのプレーパークについてに移りたいと思います。

市長の御答弁でも、市内でもプレーパークというのが、活動が進んでるということで御答弁いただきましたけれども、まずこのプレーパークの意義というのを、当市ではどのように考えているのかということなんです。市では立野西公園のほうでも冒険遊び場ということで、月に1回、外遊びなどを中心に進めていただいていると思います。これは本当によい機会になってると思います。あそこも親子連れの方が多く通るとこ

ろで、その機会にさまざま遊ぶ姿を見まして、本当にいろんな団体の方に協力していただいて、遊んでる姿はとてもいいなというふうには思ってるんですが、その立野西公園での冒険あそびというのと、いわゆる世の中で言われていますプレーパークというのの違いはどのようなところにあるのか、お伺いしたいと思います。

○**青少年課長（新海隆弘君）** 立野西公園で実施しております冒険あそびについて、少しお話しさせていただきます。冒険あそびは、7月、8月、12月、1月を除く各月、年8回、今、主に第3土曜日の午前10時から正午まで、2時間ほど立野西公園で実施しています。今お話が議員からもありましたように、いろいろな遊びを用意して、主にボランティアの皆様のご協力により成り立っている事業でございます。

プレーパークとの違いというか、プレーパークの特色の一つである子供自身の自由な発想で、自由に遊ぶというのがプレーパーク特徴の一つであると思うんですけども、そういう点では冒険あそびは、ボランティアの皆様が、例えば公園内の樹木にロープを渡して綱渡りを、遊びをやっていただいたりとかですね、樹木の木にロープでブランコをつくっていただいたりとか、そういった遊びを提供しているという点では、自由な発想で自由に遊ぶというところとは少し異なる面もあるかと思いますが、日ごろ経験できない活動をちょっと子供たち自身がチャレンジしてみたりとか、あとその地域のさまざまな人と交流できるという点では、プレーパークと共通する部分もあるのかなと認識しております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** この立野西公園での冒険あそびを否定するものでは全然なくて、これはとてもいい機会になっているかなというふうには、私も思ってる場所なんですけど、今御答弁いただいたように、自由な発想で自由に遊ぶというところが、このプレーパークと呼ばれているところの肝になるのかなというふうに思います。

川崎市の場合、このプレーパークがあるんですけども、川崎市では2000年の12月に川崎市子どもの権利に関する条例というのを作りまして、その条例の精神に基づいて、2003年7月に子ども夢パークというプレーパークをつくっています。その看板があるんですけども、そこに書いてある文章が、私は非常にいいなと思いますので、ちょっと紹介をさせていただきたいと思います。

プレーパークの入り口の看板のところに、おとなのみなさんへ、子どもは、たくさんの方に好奇心を持ちチャレンジします。ここでは、子どもたちの「やってみたい」という気持ちを大切にしたいと考えています。そのためにプレーパークでは遊びを制限するような禁止事項をできるかぎりつくらないことで子どもたちが自分で決めたり判断できるようにしています。また自然の素材や廃材道具や工具を使って子どもたちの発想で遊べるような場づくりをしています。遊びの中では小さなケガをすることもありますけど、子どもはその経験を通して危険から身を守る力を身につけていきます。スタッフは日常点検を欠かさず行なっていますが気になることがありましたら教えてください。みんなで一緒に楽しい遊び場をつくしましょう。というような、このプレーパークの意義をあらわした看板が掲げられています。私は、やはりこういった場をつくることで、子供の遊びの成長につながるような遊び場というのが、本当に保障されるのではないかなというふうに思っています。

この川崎市の場合は、管理運営は公益財団法人川崎市生涯学習財団とNPO法人のフリースペースたまりばが市の委託を受けて運営しています。

東大和市でも、このプレーパークの理念にのっとって、市民グループの方で、いわゆる七森ですね、下立野林間子ども広場を使って、主に月1回、東大和七森プレーパークが、民間の寄附金や市民からの寄附を募って活動しています。子供が自由ということと、自由には責任が伴うということで、子供も責任を持って遊ぼう

ということもちろん入ってるんですが、その環境をつくるためには、やはり大人がその環境を見守っていく必要があります。プレーリーダーと呼ばれる方が常駐をして、そこで見守りをしていくということなんです。こういったものも実施回数をふやして安定的な活動を続けるためには、私は市のバックアップが必要であるというふうに思います。むしろ市のほうが積極的に子供の遊びの機会を広げるためにも、このプレーパークを市の事業として行っていく、そういったことを要望いたしますけども、その考えをお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 今の御提案ということでございますが、やはり御質問者も先ほど述べられてましたように、やはり全部を職員がやっていくというのは、なかなか時間的なもの等もございますので、やはり一定の御協力等をいただけるボランティアの方の育成というのにも必要であろうかと思っております。

私ども環境部のほうでも、狭山緑地につきましては東大和市雑木林の会、こちらのボランティア団体さんの御協力がかなり大きいというのがございます。ですから、そういったボランティアの育成といいますか、長くそういった事業に携わっていただける協力をいかにふやしていくか、そちらのほうを私どもはきちんと考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。したがって、そういったところをきちんと、土台づくりのほうをきちんとさせていただいて、今後そういう自然体験、環境体験が、大人のみではなく子供、お子さんにまで行き渡るような、そういったところでいろいろな子供の自由な発想が働く遊びが確保できる、そんなような環境をつくるように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○4番（実川圭子君） ぜひ、お願いしたいところなんです。子供の遊び場ということで、先ほどちょっと私のほうからプレーパークの話させていただいたんですが、この遊びというのは、本当に子供のためというふうに捉えられるかもしれませんが、一緒に参加している保護者の方のためにも、大きな役割を果たしているというふうに思います。

私もこの間、この七森のプレーパークにも行って、いろいろお話もお聞きしましたけれども、親子で来るとふだん子供と一対一で遊んだりばかりしていると、自分の子供がやってることに非常に気になって、それやっちゃだめ、これしなさいっていうような禁止や命令の言葉がすごく多くなってしまいうんですけれども、プレーパークのようなところで、子供は子供の責任で遊ぶ、保護者は全体を見守っていたりとか、あるいは自分の子供だけを見るというか、もうほとんど監視みたいになってますけど、監視してるっていうような責任からちょっと開放されて、子供は自分の世界を持つ、親も自分のちょっと責任から開放されて、ほかの子供の見守りなどをしていると、ほかの子供に接するときには、大人も子供との接し方を学んでいくということがあるかと思えます。こういったことが広まれば、私は子育ての環境のよさというのを本当に実感できますし、引き続き子育てしやすいまちということで目指す市であれば、こういった遊び場をふやしていくことが必要であると思えます。

先ほど環境部長のほうからお答えいただきましたけれども、私はこれは本当に子育てのほうの視点で進めていただきたいと思えますけれども、子育て支援のほうでちょっと、御感想でも構いませんので、御意見を伺ってよろしいでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） ただいま議員からいろいろ御提案をいただきました。やはり議員がおっしゃるように、子育てを保護者がほっとして、安心して、密室での中での育児などということも言われておりますので、そういったさまざまな場所に出かけて、多様な世代の方と交流して、保護者自身もほっとできて子育てするということは、非常に大切なことだと認識しております。市といたしましても、かかわってる部署がさま

ざまございませけれども、市長がおっしゃるように市民協働ということで、そういったさまざまな世代の方のボランティアなどのお力も活用しながら、そういった場がつくっていきけるよう考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ぜひ、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、次の③の今まではちょっと屋外の遊びのことをお伺いしてたんですが、③のほうは室内の遊び場ということでお伺いしたいと思います。

室内の遊びの環境について、私、昨年10月なんですけど、新潟県の長岡市の子育て施設を視察をしてまいりました。規模の大きな市ですけども、子育て施設が長岡駅周辺に大きな施設が3カ所ありました。1カ所はもう本当にビルの中のツーフLOORを使ったものだったんですが、キャッチフレーズとしては、保育士のいる屋根のある公園ということで、自由に遊べる広場や、工作ができたり本が読めたり、あるいは食事や、おやつなどを食べたりっていうコーナー分けがされていて、ある時間になると保育士さんが手遊びを教えてくださいとか、そんな企画などもされていました。

市長の施政方針でも、今後、児童館で6カ所に子育てひろばをつくるということで、私は非常にこれ期待してるんですけども、室内の遊びということで、この児童館の6カ所の子育てひろば、どのようなものになるのか少しお伺いしたいと思います。

○青少年課長(新海隆弘君) 新たに児童館6館で行われる子育てひろばについてですが、児童館に現在あります既存の乳幼児室等を活用して実施するものでございます。自由に遊べる時間や場所の提供だけではなく、保護者同士の交流事業や、子育て等に関する相談援助、子育て関連情報の提供や、講師等を招いての講座などを実施してまいる予定でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 長岡の子育て施設をお伺いしたときに、お話を聞いて一番印象に残ったのが、この連れていらっしゃる保護者の方が、母親だけじゃないっていうことをよく言っていて、今育児休業してる父親の方ですとか、あるいは御家族で、おじいちゃん、おばあちゃまで一緒に連れて、一緒に来てるっていうような、基本は子供と保護者ということ、子供だけでは来ないっていうような施設だったんですけども、そういった保護者の方の対象が母親だけではないということが非常におっしゃっていて、そういったことも視野に入れながら、ぜひ進めていっていただきたいと思っておりますけれども、やはり場所をつくっただけでは、なかなか行ってみようかなっていうことにもならないので、そこがやはり魅力的な場所でなければ人は集まらないと思っておりますので、ぜひそういったところ、実際の子育て世代の方、利用されたいという方に御意見をお伺いしながら進めていっていただきたいと思っております。

1点なんですけど、飲食というか、おやつですとか、そういう食べ物のことについては、どのようにお考えになってるのかお伺いします。

○青少年課長(新海隆弘君) 児童館での飲食については、時間を決めて利用をしていただいております。現在、12時から1時の間が飲食可能な時間として、それぞれ持ち寄ったというんですかね、それぞれがお持ちいただいた飲み物や、お昼御飯などを食べていただいているところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 一緒に食べ物を食べるっていうのは、ただこう栄養をとるっていうだけじゃなくて、や

っぱりコミュニケーションですとか、そういう場の雰囲気とかっていうのもあるので、一緒に食べ物を食べるというのは、私は一つのいい交流の場なのかな、機会になるのかなというふうにも思いますので、そのあたりも御意見をお伺いしながら進めていっていただきたいと思います。

それから、旧みのり福祉園の跡地の子育て支援拠点施設、こちらに関しましては公募型で話し合いなどがされてきたということで、これから公表がされていく準備中ということだと思いますけれども、この子育て支援拠点施設というのは、子育てひろばのような、誰がいつ行ってもいいような、そういったような場というのは設置されるのかどうかお伺いします。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 今議員のほうからお話がありました公募型市場調査——サウンディングというのを今終了いたしました、公表に向かひまして今調整をしてるところでございます。その中の募集要項の中におきまして、子育て支援拠点というのを書いてございまして、その中におきましては、日本一子育てしやすいまちづくりのさらなる推進を目指した、子育て支援拠点の整備を行う場合にはどうだろうということで、対話を行ったところでございます。その結果も踏まえまして、子ども家庭支援センターと保健センターの保健部門の連携が図れた一体型の拠点整備に向けて、サウンディングの結果等も踏まえまして、引き続き検討してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 子育て支援拠点の施設っていうことで、ちょっとイメージが、どこまでの範囲なのか、ちょっと私もよくわからないところもあるんですけども、母子保健のような要素も入って、しかし今の子ども家庭支援センターのような形になるのかどうか、ちょっとポイントでも教えていただきたいと思います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今回、サウンディングを行わせていただいた旧みのり福祉園の跡地の部分については、まず一番中心となるところは、やはり老朽化したやまとあけぼの学園を何とかしなければいけないというのが一番でございます。それが今、児童発達支援ということで事業やっておりますが、児童発達支援センターということで、センターという機能を持たせて、機能を拡充して新しいところに移すというようなことで、現在その民間の事業者からいろいろな御意見をいただいたというところが、ちょうど終わったというところでございます。

あわせて、その調査の中で子育ての拠点というところで考えておるところは、今副参事のほうからお答えさせていただいた部分もでございますけれども、やはり子育てをしながら遊べる場所、安心して、雨が降ったりしても遊べる場所も欲しいというようなところで、そういったところも念頭に置いて、複合型、それから多様なニーズに対応できる施設というところで、私どもも想定しながら事業者の方々と御意見を交わさせていただいたというところでございます。ですから、まだ固まっているということでもございませぬし、当然その施設の大きさ等にもよって内容も変わってくるということで考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今後また内容が変わってくるということなんですけど、その遊べる場も、その中の一つとして検討の中に入るのかなということがよくわかりました。

今の子育ての社会状況といいますか、状況の中では、残念ながら外で自由に遊んでおいでっていうような、安心して送り出せるような環境にはなっていないかなというのが現状だと思います。一方で、共働きの家庭では親の目が届きにくいですとか、あとは少子化で子供との接し方がわからない、親子だけで遊んでるとか、いろいろな子供を取り巻く環境というのが変わってきているのかなというふうに思いますけれども、やはり子供たち

にとって遊べる環境というのは、本当に大人がつくっていく責任があると思います。監視や禁止、命令がない子供の世界を充実させるということが、子供の成長につながって行って、ひいては保護者にとっても子育ての満足感を、満足度を感じられるものになると思います。ぜひ、児童館の子育てひろばも魅力的なものになることを期待し、新しい子育て支援拠点施設も子育て世代の方にとって本当にいい場所になることを期待します。

実際に本当に子育て世代の方とよくお話や御意見を伺いながら、特に児童館のほうなどはもう一緒に作り上げていくというふうなつもりで、職員の方が一生懸命やるだけじゃなくて、自分たちはこういうことをやりたいんだっていう声を、たくさんもらいながら一緒に作り上げていくということで、進めていただきたいと思います。

以上で、1点目の子供の遊びの確保については終わります。

続きまして、2点目の地球温暖化防止及び災害時の電力確保に向けての取り組みについて伺います。

2011年の東日本大震災の後の原発事故以降、エネルギーの問題につきましては、特に電力の問題につきましては、その供給をどうするかという考えは大きく変わってきたかと思います。当市でも早いうちから新電力に切りかえたり、あるいは街路灯のLED化で省エネを積極的に進めてきていただいていると思います。しかし、昨年のような猛暑が続くと、やはり電力の消費量というのがふえていくのかなということも、今後予想されているところがございます。

まず最初の①のところの地球温暖化対策実行計画、これ市のほうでつくってるものですが、その中で平成29年度は平成27年度比で目標マイナス1%という目標だったと思います。市長の御答弁では、それが15%だったということでプラスになって、しかも15%という数字になっています。これを今後、削減のほうに向けていくというのは非常に努力が必要なのではないかと思いますが、1つ確認をしたいのが、このプラス15%というのは電力だけではなく、ガスや重油や灯油など、いろいろな燃料が含まれてると思いますけれども、電気については、ここの数字、どれくらいだったのか伺います。

○環境部長（松本幹男君） 済みません、今手元にありますのは、基準年度と比較したときの29年度実績という、大きいとこで今くくって捉えていますので、その中の電気というお話でございますが、ちょっと後ほど、済みません、答弁させていただければと思います。

以上です。

○4番（実川圭子君） わかりました。じゃ、それは後ほど伺いするとしまして、今回、私は電力のことでちょっと全体的にお伺いし、いろんな地球温暖化防止対策には、ガスとか重油とかいろいろありますけれども、電気についてお伺いしたいと思ったので、ちょっと確認をさせていただきました。

それにしましても、先ほど申し上げましたように、昨年の夏のような猛暑日何日も続くような日ですと、やはりこの電力を削減するというのは、省エネルギーだけでは限界があるのかなというのは、私も非常に思うところで、やはりそのためには再生可能エネルギーを活用して電気をつくるということ、東大和市でもぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思います。

②のほうに行きまして、これは温暖化対策実行計画の中にも、温室効果ガスの排出量の削減に向けた取り組みとして、12の取り組みの中に再生可能エネルギーの有効利用というのがありますので、そのことについて伺いしてるところです。今のところ具体的な、市での取り組みというのがないというふうにも思っていますけれども、今では国や都でもかなり補助金というのを出していると思います。太陽光パネルなど設置するにも、半分ぐらいは補助金が出るのかなというふうに思います。そうしますと、あと残りは電気代で償却をしていく

としても、15年前後で設置費の元が取れると思います。そして、その後は発電した分だけ電気代は節約になって、また温室効果ガスはその分は排出しないということで、市にとっては私はメリットしかないかなというふうに考えますけれども、導入を進めることというのは、今後どのように考えているのかお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 済みません。先ほどの基準年度と比較して15%ほど増になってるという、その内訳といたしましての電気ですね、こちらにつきましては基準年度と比べまして9.9%のプラスという形になっております。

以上です。

それと、ただいまいだいた御質疑でございますが、再生可能エネルギーの導入の関係でございますが、なかなか市にとって、やはり非常に大きいお金がかかってくるというのもございます。ただ、そうは申しまして、当然地球温暖化防止、当然それは努めていかなければいけないというところもございます。そういったところで、市にとって何か有利な方法がないかというところで、いろいろ考えたところで、なかなか今まで大きい補助がいただけるというものが余りなかったわけですが、ここへ来まして、この2月14日付で国のほうから一つの、今時点、通知という段階でしか来てないわけなんです、地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業、こちらの案内が国から届いてます。こちらを見ますと、一定の条件がございまして、地域防災計画等に避難場所等としての市役所庁舎、こちらが位置づけられていること。そういった中で再生可能エネルギーの設備を導入していく場合について、一定の補助をしますという国からの通知が来ておまして、今回ここで来ました国の通知によりますと、自治体の財政力指数に応じて補助の割合が幾つか分かれておまして、東大和市で当てはめていった場合、財政力指数0.8以上の政令指定都市を除いた区市町村等ということになると、補助率が3分の2という通知が来てございます。

したがって、一応こちら縛りが、どうしても防災・減災とあわせ持ったというところがございまして、ちょっとその辺、まだ通知を見た段階でございます。ただ、3分の2の補助という大きいものがいただけるというのがございまして、具体的な調査をしていくための調べる材料としては、有効なものだと考えておりますので、こちらの内容についてちょっと検討というか、中身のほうを調べてまいりたいというふうに考えてます。

以上です。

○4番（実川圭子君） ぜひ調べていただきたいと思います。

今部長のほうからお伺いしました防災・減災も含めてっていうところの補助金だと思いますけれども、国が出してる補助金はこれだけじゃなくて、非常にたくさんのメニューがあるので、ほかのところも検討してもいいかなと思いますけれども、でも実際に利用しやすいのは、この補助金もあるのかなというふうに思います。といいますのは、私、冒頭の壇上でも申し上げましたけれども、今この再生可能エネルギーの活用というのは、電気代がどうだということもそうなんですけれども、もう一点が災害時にも非常用電源として活躍できるということが、非常に大きなことになってます。そのことで国のほうも、今部長がおっしゃられたような補助金も含めて、災害時にも使える電源として広めていこうという動きが起きています。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですけれども、当市では、災害時の非常用の電源というのがどのように確保されてるのか、例えば全市が停電になったときに、この庁舎に多分非常用電源というのがあるかと思っておりますけれども、その電源がどれくらいの能力、何日くらいもつのかとか、あと各避難所での非常用電源というのはどのようにしてるのかお伺いします。

○総務管財課長（岩本尚史君） 本庁舎の非常用電源に関する事で、お答えをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、地下、本庁舎1階にございまして、電気の使用範囲にもよりますが、約30時間から40時間程度、停電になったときの非常用の電源ですとか非常用の照明、そういったものに使えるというような状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 30時間から40時間というと2日という形ですか。それ以降はどうするのかというふうに思うところなんですけど、ちょっとそこは今の話題ではないので先に行きますけれども、そういう状況でしたら、なおさらこの再生可能エネルギー、太陽光パネルを市でも設置をして非常時にも使える。そういったことが、必要なのではないかとというふうに強く思います。また、避難所に関してはおわかりになりますでしょうか。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在、非常用電源に関しては、本庁舎のみ設置してるという認識をしております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） そうしますと避難所は、電気がないというような状況になるかと思えます。避難所としては、今、各学校も避難施設になってますけれども、学校のほうも、私はもう環境教育の効果も非常にあると思えますので、学校にも積極的にこの太陽光パネルを設置していく必要があるというふうに考えてますけれども、屋上だけじゃなくて、屋上っていうイメージがありますけれども、屋上に必ずしも置かなくてもいいと思います。校庭の一隅ですとか、あるいはどこかフェンスに立てかけるっていうこともできると思えますので、そういった検討も進めていく必要があると思えます。

ちょっと先に行きまして、次の温室効果ガスの排出量のことについて、今回はパネルの設置ということと、同時にこの温室効果ガスの排出量を減らすということ、ちょっとテーマに質問させていただいてるんですが、そのことに関しては、再生可能エネルギーのパネルを設置するっていうことだけが手法というか——手法ではなくて、ほかにもいろいろやり方がありまして、今は本当に電力というのは、そのデータのやりとりでどこかの電気を買いますっていうような、契約上でもやりとりで決まっていくという状況になってると思えます。自前で発電が、再生可能エネルギーの発電ができれば、そのエネルギーを買うということで、温室効果ガスの排出量を抑えるということもできると思えます。

前回、決算委員会の中でも私、そのことは確認をさせていただきまして、電力の契約をする際に、その電力会社の電力構成を考慮していくということで、御答弁もいただいているところですが、今、大体、来年度の電力の契約についての話がされているところだと思いますけれども、来年度についてはこのあたりどのように検討したのかお伺いします。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在は当初契約ということで、事前の準備中でございますが、決算特別委員会でも御答弁いたしましたように、国の定めるそういった温室効果ガスの調整後排出係数ですとか、あとは再生可能エネルギー、未利用エネルギー等を導入している業者の中から選定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 1月の頭に東京都が発表したところでは、東京都の都庁ですけども、第一本庁舎で使う電力を100%再生可能エネルギーの電力にするというふうな発表をしていました。そこで、1つ当市でも進めさせていただきたいと思うのですが、例えば公共施設の全部の電力じゃなくても、例えば市役所だけとか、図書館だけとか、限定的でもいいので再生可能エネルギーの利用割合の高い、あるいはもう100%再生エネルギー

のところと契約してはいかがでしょうかと思います。例えばこの図書館で使ってる電気は自然エネルギー100%ですよっていうようなことができれば、市民の方にも非常にアピールにもなりますし、市の温室効果ガスの排出量も抑えることができると思います。

1つの例として、世田谷区でそのようなことをやってるというのをお聞きしました。長野県の再生可能エネルギーによる発電を、世田谷区がエネルギーの地域間連携として、2017年4月から長野県営水力発電所と世田谷区の保育園40カ所が、電力契約を結んだというような話をお伺いしました。

そんなことが、今電力の世界ではデータのやりとりでできますので、そういうことで考えれば東大和市、当市では友好都市の喜多方市、こちらのほうに再生可能エネルギーを使った会津電力というのがございます。その会津電力の電力を東大和市で使う、そういうことも可能であるというふうに思います。ぜひそういったような契約を考えてみてはいかがでしょうか。東大和の市役所の電気は、喜多方市の再生可能エネルギーの電気100%ですよというふうになれば、私はこれは非常に東大和市にとってもいいことだなというふうに思います。実現すれば自然エネルギーを介した自治体間連携のとてもいい例になると思いますけれども、そういったことを考えていただけないでしょうか。お伺いします。

○市長（尾崎保夫君） 再生可能エネルギーということで、特に今回は東大和市の地球温暖化対策実行計画ということで、1%減が15ということで、これに対応するためにどうしたらいいかっていうことで、従来のように節電というだけではもう無理だということは間違いないと思います。

それから、もう一つは、この計画そのものを、やはり市全体として市民の皆さん方の日常生活の中でのレベル、そういうふうな関係がよくわからないというところもあるかなというふうにも思っています。そういった意味では、この計画の内容等を含めて理解していただけるよう、広報等いろいろと必要ではないかなというふうに、改めて感じているところでございます。

また、そのために省エネはもちろんですけど、省資源とかリデュース、リユース、リサイクル等々、あるいは私どもで言えば、森林とまでは言えないにしても、雑木林等の自然をしっかりと維持管理していくということまで含めて、どこまでできるかっていうことでございますけど、先ほど喜多方市ということもありますので、その辺につきましても検討していきたいなというふうには思いますし、東大和をしっかりPRするという意味ではそんなこともできればいいのかなと、そんなふうにも考えています。どっちにしても15というのは大き過ぎるというふうには思っています。

○4番（実川圭子君） ありがとうございます。危機感を持っていただいていると思いますので、ぜひ喜多方市とそういった電力契約を結べれば、これは非常に東大和市だけの問題ではなくて、地域のほかの市にも非常にアピールになると思います。自然エネルギーを介した自治体間の連携というのが、どこの市でも探っていることでもあるかと思うので、ぜひ実現に向けて検討していただきたいと思います。

今市長のほうから市全体のレベルということでもお話がありました。今まで質問させていただいたのは、市の温暖化防止の対策の実行計画のことだったんですが、これは市の職員の方の実行計画だと思いますけれども、これを今後やはり市全体ではどうしていくのかということを見ていかなければならないと思いますが、それが④のほうの質問にもなるんですが、東京都では2030年までに、2000年比で30%程度削減というような目標を立てています。

当市では、平成27年に比較して平成29年度は15%増だったってようなことだったと思います。じゃ市全体についてはどうかということで、これ最初に御答弁いただいたのは、平成12年度に比べてマイナス1.6%だ

ったってということで、市全体としては平成12年に比べてですけれども、1.6%というふうにはマイナスになっているということだったと思います。

この割合をもっと、割合をふやすとか、削減率をふやしていく必要があるとは思いますが、当市ではこの温室効果ガスを減らすために、例えば太陽光パネルを設置してのお宅も随分見受けられるようになりましたけれども、このパネルの設置状況というのはおわかりでしょうか。

東京都では屋根台帳というのを公開していて、どんな屋根に載せられるというのも公開してるところですけども、当市として太陽光パネルの設置率といいますか、そういったことを把握しているのかどうかお伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 当市におきましては、現在のところそこまでの把握等は行っておりません。

以上です。

○4番（実川圭子君） なかなかその全体を把握するというのは、今のところ難しいのかなと思いますけれども。

では、ちょっと先にいきまして、これは東大和市の環境基本計画の中にある施策の1つなんですけど、低炭素型都市づくりとして、重点施策として、省エネ性能の高い住宅を選ぶことについて情報提供を行っていくというのがあります。市長答弁では、まだそういったことは行っていないというようなことだったと思いますけれども、この省エネ性能の高い住宅を選ぶことについての情報提供というのは、どのようなことをイメージしているのか、お伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 現時点では、なかなか市報等を用いた中で、周知というところまでは至っておりません。具体的な活動といたしましては環境市民の集い、こちらのほうの中で協力参加団体の力を得て、そういった省エネ性能の高い住宅ということで、展示ブースを設けさせていただく中で、周知に努めているという状況でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） この省エネ性能の高い住宅ということなんですけど、こういった住宅や先ほどの太陽光パネルなども、市民の方に広めるために近隣の自治体では補助金を出したりっていうことも見られますけれども、これも長野県の例なんですけど、市民に広めるために新築の物件購入時に購入者が選べるように提示するというのを義務づけてるという手法をとってるそうです。住宅の価格が安いけれども、光熱費がかかる家と、省エネの性能を高めるために住宅の価格は少し割高になるけれども、光熱費を抑えた家。これを比較して選択できるようにするというようなことを条例で決めているそうです。長野県は、これは県の条例なんですけど、地球温暖化対策条例というのをつくって、建築物環境エネルギー性能検討制度というのと、自然エネルギー導入検討制度というのを定めています。

それは先ほど言いましたように新築の物件を買うときに、必ずその説明を受ける。売る側は説明を必ずするということです。選ぶのは購入者ですので、そうすることで、今はちょっと余裕があるからやっぱり省エネの性能の高い家を買おうとか、今はちょっと余裕がないから安いほうにしようとか、それは購入者が選ぶということです。そういったことで、省エネ性能の高い住宅の普及を進めてるというふうに聞きました。

長く住めば結果的にエネルギー代が抑えられる、購入者も得をするということで、また事業者にとってもよい住宅を提供できるというメリットがあって、購入する側も事業者もメリットがあるというような、こんな事業をしてるということなんですけど、このようなことを当市でもやってみてはいいかなというふうに思います。特に大きな予算というのもしないと思いますけれども、こういった考えについての御認識をお伺いしたいと

思います。

○環境部長（松本幹男君） 先ほど少し申し上げましたとおり、当市の場合、省エネ性能の高い住宅というところの周知、こちらのほうがまだ力が弱いというところがございます。したがって、環境市民の集いという一つの行事を通して今周知に努めているとでございますので、そちらを少しずつ高めていく形をとって、最終的に今、御質問者のお話があった、そういったところに結びつけられればというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 徐々にということだと思いますけど、周知をするにしてもわかりやすく比較検討ができるようなものにしていただきたいと思います。

それで、こういったことを市内全域に広めていく、温室効果ガスは排出量を抑えていくような、地球温暖化対策の実行計画を今後、地域にも広げていくということで、これも環境基本計画の中に出ていました平成38年度までに区域施策編というのをつくるといふようになっております。まだ先のことということで着手をしてないのかと思いますけれども、どのような内容というのはちょっと難しいのかもしれないですけども、どのような手法でこれからつくっていくとしているのか、私は初めから市民の方を交えてのいろんなアイデアをいただきながら、協力を得ながら実効性のある計画をつくるべきと考えてますけれども、この計画について今の状況でどのようなお考えがあるのか、お伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 区域施策編、作成しなければいけないというところは十分認識しております。今御質問者のほうからお話ございましたように、やはり区域施策編でございますので、やはり地域の方を巻き込む中で計画はつくっていく。やはり計画つくただけでは意味がないというのもございますので、やはり実際には私ども行政と市民の方、また状況に応じて事業者の方も加わっていただくというところで、2社、3社が協力し合う、連携し合った中で環境問題は取り組まなければ、なかなか解決できるものではないというふうに思っておりますので、いろいろと先ほどの省エネ住宅の関係もございまして、そういったところを1つずつ進めていく中で、区域施策編につきましても、極力、市民の皆様にもそういった意識を持っていただけるという環境を、まずは整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） そのためには本当に過程が大事だと思うんです。できたものをやってということではなくて、やっぱりつくる段階から一緒にかかわっていただく方をふやす、そういったことがその後の実効性にもつながっていくかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

こういったエネルギーのことにしましては、自治体間によっても非常に差があるというか、非常に積極的に取り組んでる自治体と、まだまだというようなところがあると思っておりますけれども、自治体によってはエネルギー推進課などもつくって推進をしているというところもあります。そこまでやる時期に来てるのかなというふうに私は考えます。今後、再生可能エネルギーの活用というのを、情報収集と研究というところから一歩先に進めるためには、やはり人をつけ、予算をつけ、計画をつくって実行していくという必要があると思っておりますけれども、こういったエネルギーの推進担当者というのを、今後つくっていく必要があると思っておりますけれども、そのあたりの市のお考えをお伺いしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 東大和市、いろいろ、こう取り組まなければいけないということがたくさんございます。だからといって現実から逃げるわけにもいかないわけでございますので、先ほどから申し上げましたとおり、1つずつ着実に片づけなければいけないという、取り組まなければいけないことがございますので、そ

ういったところを今後きちんと我々環境部職員が、きちんともっと肉づけをしていく、そういったところの土壌をつくった中で、やはり必要なものについては何とか予算をどうすれば確保できるということも、我々職員がきちんと考えて取り組まなければ、なかなか計画にまではたどり着けないというのがございますので、御質問者おっしゃるとおり、今の時点でそのエネルギー担当課というところの組織まで持ち上げられないというのがございます。ただ、目標としましては、そういうところを持つ意識の中で、仕事には取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今回さまざま質問させていただきましたけれども、今回の質問の中で私が一番感じたことは、災害があったときの非常用の電源、どうするのかなってということが一番印象に残っています。

昨年の北海道の胆振東部地震では北海道全域が停電になりました。その時のそういった災害時の停電の備えとして、国でも、部長からも御紹介ありましたような、防災・減災にも役立つ、また地球温暖化の防止のための温室効果ガスの排出を減らす低炭素化を実現する、その両方を実現できるというのが再生可能エネルギー、今は自立分散型エネルギーというような言い方がされてると思いますけれども、蓄電池を含めた再生可能エネルギーを、ぜひ庁舎を初め避難施設にも、防災の拠点にも私は積極的に導入していく時期に来てると思います。平時にも、何もないうちにも電力としてももちろん使えますので、そういったことをぜひ進めていただきたいと思います。災害時に停電が起きたときに、この東大和の災害対策本部がどのように機能していくのか、そのことを本当に想像していただいて、積極的に再生可能エネルギーの活用を進めるよう求めます。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(押本 修君) 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長(押本 修君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長(押本 修君) 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番(木戸岡秀彦君) 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成31年第1回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は6点について質問させていただきます。

第1点目は、防犯カメラの増設についてであります。

防犯カメラの設置に関しては、過去、定例会で再三必要性を訴えています。時代とともに犯罪の多様化が進む中、地域の防犯力の向上が求められています。しかしながら、高齢者や共働き家庭の増加により、地域の目が減少している傾向にあります。この状況下にあつて、防犯カメラは人通りの少ない場所や人目のない時間帯を補う手段としてすぐれたものであります。

東京都が毎年行っている世論調査では、治安対策を望む声は、2004年から7年連続で1位で、それ以降もず

っと上位に位置しております。政府は昨年、登下校防犯プランをまとめ安全対策を公表しました。13歳未満の子供に関する調査結果では、登下校時、特に午後3時から6時に被害が集中していることがわかっています。当市でも例外ではありません。

公明党市議団では、昨年11月から12月にかけて通学路や公園などに防犯カメラの設置拡大を求める署名を行い、市の約34%、2万8,890名の署名が集まり、小池都知事、尾崎市長に要望書を提出させていただきました。防犯カメラは犯罪の抑止力になり、地域の住民の安心感が高まり、さまざまな効果があります。

ここで、以下、伺います。

①これまでも再三設置要望しているが、東京都の補助金を活用し、通学路や公園などに防犯カメラの設置拡大を進めるべきと考えるが、市の認識について伺う。

②設置の時期及び場所についてどのように検討しているのか。

第2点目は、犬のふん対策についてであります。

今やペットは家族の一員として定着しています。そのうち、犬の飼育は全国で890万3,000頭に上ります。当市でも犬を飼われてる方が多く見受けられますが、一部の飼い主のマナー違反により、道路などに放置されている犬のふんが目立つ地域があります。東大和を住みやすいきれいなまちにするためにも、ごみやたばこのポイ捨てとともに、マナー向上のため対策を強化する必要があると考えます。

ここで、以下、伺います。

①一部の飼い主のマナー違反により、市内各所に犬のふんの放置が目立っているが、市の認識について伺う。

②飼い主のマナーアップにはどのような取り組みがあるのか。

③小平市では犬のふん被害をなくす、イエローチョーク作戦を実施し効果が出ている。当市でも導入すべきと考えるが、市の認識について伺う。

第3点目は、公園の整備についてであります。

日本一子育てしやすいまちづくりを掲げる当市として、さまざまな施策を展開し、取り組み、認知度も上がってきていると思います。その中で、公園は市民の憩いと潤いを与えてくれる場であり、子供を安心して育てられる環境として大切な施設であります。東大和市の公園整備基本方針では、特色ある公園づくりに向けた取り組みが示されています。

1、公園緑地の体系的な配置。2、市民ニーズに合った公園整備。3、緑によるネットワークの形成。東大和市内には、都立公園、市立公園など子ども広場が計117カ所ありますが、その中で公園の遊具不足、老朽化、また使用禁止により思うように利用できないところがあります。今後、地域の実情に合った整備が必要と考えます。

ここで、以下、伺います。

①市内全域で、公園や子ども広場の遊具の不足及び老朽化しているところがあるが、市の認識について伺う。

②健康づくりに利用できる健康遊具の設置について、市の考えを伺う。

③芋窪地域は一部の公園が廃止になり、子供の遊び場が不足しているが、今後の対策について伺う。

ア、未利用地の所有者に働きかけ、公園の整備はできないか。

イ、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により、公園など地域に必要な施設の整備のために、所有者が不明な土地について、10年間の利用が可能になっているが、当市でも検討はできないか。

④桜が丘中央公園は、遊具が少なく、遊具の増設を求める声が多く寄せられている。増設はできないか。

4点目は、空き家の実態調査と適正管理についてであります。

空き家の実態調査と適正管理については、これまでも一般質問で取り上げ、必要性を訴えてきました。平成31年度の予算案で、ようやく実態調査にかかわる経費が計上されております。今後もふえつつある空き家に関しては、利活用を含め積極的に進めるべきであると考えます。

ここで、以下、お伺いたします。

①実態調査の実施時期と調査方法について、どのような検討を行っているのか。

②空き家などの利活用について、今後、どのように進めていくのか。

第5点目は、防災行政無線についてであります。

防災行政無線は、防災情報を収集し、多くの市民の方にできるだけ早く正確に住民や関係施設に対して、防災情報を周知伝達するために整備されています。しかしながら、家の中にいるときなど内容が聞き取りづらい、また地域により聞こえないとお声をお聞きします。そのような要望にお応えするため、さらなる対策が必要と考えます。

ここで、以下、お伺いたします。

①デジタル化によって、どのような効果が期待できるのか。

②市内各所で、防災行政無線が聞きづらいという声を多く聞いている。市の認識と、今後の対策について伺う。

ア、当市でも放送した内容を電話で聞くことができる自動音声応答サービスがあるが、市民に余り周知されていないと思われるため、市報やホームページなどで広く市民に伝えられないか。

イ、一度に電話が複数かかってきた場合に、自動音声応答サービスの回線がパンクすることはないのか。

ウ、緊急時、情報を広く市民に伝えるため、広報車を走らせることはできるのか。

③日野市で取り組んでいる防災行政無線テレホンサービスをお知らせするシールのようなものを、当市でも各戸配布できないか。

第6点目は、東大和市ふれあい広場についてであります。

東大和市ふれあい広場は、情報発信の場として玉川上水駅前に、平成27年1月22日にオープンして4年が経過しました。現在、NPO法人が運営者として、屋内作品展示や駅前広場を利用した展示販売、コンサート、食廃油の回収によるバイオディーゼル燃料の精製などを行い、一定の成果は出ています。平成31年度より新たな民間企業による運営者が選定されました。市の魅力の発信、地域のにぎわいの創出をさらに進めていただきたいと思っております。

ここで、以下、お伺いたします。

①ふれあい広場の設置目的と現在の利用状況はどのようなものか。

②ふれあい場は、駅前の好立地にもかかわらず、わかりにくいとの声を多く聞いている。玉川上水駅西口出口付近に、案内用のポスターなどを掲示することはできないか。

③ふれあい広場前の施錠スペースを開放することはできないか。

④このたび決定した新たな管理者について。

ア、選定基準及び評価結果について伺う。

イ、新たな管理運営者は、地域の活性化事業、子育て支援、男女共同参画事業、創業・就労支援などさまざまな事業に取り組んでいるようであるが、ふれあい広場の利活用については、どのような検討をしていくのか。

今期4年の最後の質問になります。ぜひ進展ある答弁を期待をしたいと思います。

壇上での質問は以上とし、再質問は御答弁を踏まえ自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、通学路や公園などに防犯カメラを設置することについてであります。通学路につきましては、市教育委員会において50カ所設置しております。また、平成29年度と30年度の2カ年で小中学校の校門周辺に防犯カメラの設置及び更新を進めているところであります。公園などへの防犯カメラの設置につきましては、プライバシーの保護や経費等の観点から慎重な対応が必要であるとは考えております。防犯カメラにつきましては、毎年、通学路等の合同点検を、保護者、東大和警察署、学校等と実施しておりますことから、点検の結果、対策が必要な箇所につきましては、状況に応じ適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、犬のふんの放置についてであります。近年マナーの改善により犬のふんの放置は減少してきているものの、依然として解消されていない状況にあると認識しております。

次に、犬の飼い主のマナーアップへの取り組みについてであります。周知につきましては市報により犬の飼い主のマナーアップを呼びかけるほか、犬の登録の際にマナー向上をお願いしているところであります。

次に、犬のふんの被害をなくすことを目的とするイエローチョーク作戦についてであります。小平市が実施しているイエローチョーク作戦は、道路に放置されている犬のふんを減らす方法として、ふんの周辺を黄色のチョークで囲うことで、飼い主に警告する取り組みであるとのこと。小平市へ確認したところ、一定の効果が得られているとのこと。今後、当市においても検討してまいりたいと考えております。

次に、公園やこども広場の遊具の更新や修理についてであります。現在、上仲原公園と市立狭山緑地につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、順次、施設及び遊具の更新を図っているところであります。その他の公園やこども広場の遊具更新につきましては、平成32年度以降、計画的に実施してまいりたいと考えております。また、遊具の修理につきましては、その内容により職員もしくは業者への修繕依頼により対応しているところであります。

次に、健康づくりに利用できる健康遊具の設置についてであります。健康遊具とは誰でも気軽にストレッチや簡単な筋力トレーニングなどの運動が楽しめる遊具で、市内4カ所の公園に設置しております。今後につきましては、特色ある公園整備基本方針に基づく事業を実施していく中で、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、未利用地の所有者に働きかける公園の整備についてであります。公園の設置につきましては整備やその後の維持管理に多額の費用が必要になりますことから、今後の少子高齢化に伴う将来人口の推移等を考慮しながら、市における公園のあり方等を全体的に検討していく必要があると考えております。その上で、公園を設置する必要性に至った場合には、御提案の未利用地の活用は有効な方法であると考えております。

次に、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による公園などの整備についてであります。法律によりますと、所有者がわからない土地の利活用を促すことを目的として、都道府県知事の判断で最長10年間の利用権を設定し、公園や仮設道路、文化施設など公益目的で利用できることとされております。所有者がわからない土地につきましては、今後ふえていくと推測されておりますことから、公園などへの有効利用に

ついて調査研究してまいりたいと考えております。

次に、桜が丘中央公園の遊具の増設についてであります。現在、桜が丘中央公園の遊具につきましては滑り台1台の設置となっております。今後の増設につきましては、市内の公園の全体的な遊具の整備状況などを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、空き家の実態調査の実施時期と調査方法についてであります。今後増加が見込まれる空き家の適切な管理及び具体的な対応策を検討するため、平成31年度に業務委託により実態調査を予定しております。調査方法につきましては、現地調査及び所有者調査、所有者へのアンケート調査を行う予定であります。

次に、空き家等の利活用についてであります。今後予定している空き家の実態調査の結果を踏まえ、利活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、防災行政無線デジタル化の効果についてであります。アナログ放送と比較すると音声の品質が向上するため、放送が聞きやすくなると言われております。また、デジタル化により他のシステムとの連携が容易になり、エリアメール等に自動で情報を配信することが可能となるほか、情報伝達までの時間短縮が期待できると考えております。

次に、防災行政無線の自動音声応答サービスの周知についてであります。市の公式ホームページに掲載しているほか、各種防災訓練や、防災講話などの際に、電話番号を記載したお知らせを配布し周知に努めております。現在、自動音声応答サービスの回線についてであります。一度に電話が集中した場合でもシステムがダウンするようなことはありませんが、応答可能な回線は3回線のため、電話が4件以上集中した場合は通話待ちとなります。今後、デジタル化に当たり回線の増設についても検討してまいります。

次に、緊急時の広報車の活用についてであります。現在、避難場の開設等の周知につきましては、青色回転灯パトロールカーによる広報のほか、必要に応じて消防団に消防車両による広報を依頼しております。東日本大震災に伴う計画停電の際も、外部スピーカー付きの庁用車で広報活動を実施いたしました。今後も緊急事案によっては庁用車を活用してまいります。

次に、自動音声応答サービスを周知するためのシールの導入についてであります。当面は防災訓練を初めとして機会を捉えて、電話番号を記載したお知らせの配布に努めてまいります。シールの配布につきましては今後研究してまいります。

次に、東大和市ふれあい広場の設置目的と現在の利用状況についてであります。設置目的につきましては市の観光案内及び情報発信並びににぎわいの創出を図ることです。現在の利用状況につきましては、さまざまな展示会などが行われ、平成30年4月から12月までに3,561人の方に来場していただきました。

次に、ふれあい広場の案内用ポスター等の掲示についてであります。西武鉄道株式会社に玉川上水駅施設におけるポスター等の掲示につきまして相談しましたところ、有料とされていることから現時点では考えてはおりません。

次に、ふれあい広場の施錠スペースの開放についてであります。施錠スペースとして御質問いただいた場所は、ふれあい広場北側のふだんは施錠された緊急避難路の部分であると認識しておりますが、ふれあい広場で行事等を実施する場合には、開放することについて了解を得ているところであります。

次に、ふれあい広場の平成31年度からの運営者候補者の選定基準及び評価結果についてであります。選定基準につきましては、募集要項において基本方針、基本事項、事業効果、実施体制、その他という5項目を掲げ、それに基づきまして評価を行いました。評価結果につきましては、ふれあい広場の設置目的に即した企画

提案内容であったこと。日本一子育てしやすいまちという市の方針に即し、男女共同参画、子育て支援、女性の社会進出の視点を踏まえ、さまざまな世代間の交流、地域の活性化等が期待できる企画提案内容であったことを評価したものであります。

次に、ふれあい広場の平成31年度からの運営者候補者と利活用についてであります。現在は運営者候補者の提案内容を踏まえて具体的な運営の協議を行っている段階であります。企画提案内容から市の観光案内及び情報発信とあわせ、市民の皆様の活動を支援する事業などの実施が期待できるものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○20番(木戸岡秀彦君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、随時、再質問をさせていただきます。

まず1点目の防犯カメラの増設についてでありますけれども、この防犯カメラ増設に関しては代表質問でも中間議員が取り上げました。また、その上で①の東京都の補助金を活用し、通学路、公園など防犯カメラの設置拡大についてでありますけれども、防犯カメラの増設については、これまでも市民の安心・安全のための設置拡大を私は訴えてきました。壇上でも述べさせていただきましたけれども、防犯カメラの必要性はこれだけ多くの市民の方が増設を要望しております。

全国各地で起きている犯罪に対する抑止力、地域の皆さんに安心を与える効果があるものと認識しております。事件や事故が起きてから設置するケースが多々見受けられますけれども、起きてからでは遅いと思います。事前の対策が必要であると思いますけれども、市長の答弁では小中学校の校門周辺に防犯カメラの設置更新を進めていると。また、毎年の通学路の合同点検の結果、保護者、東大和警察署、学校などで実施している点検の結果、対策が必要な箇所については、必要に応じ適切に対処していくということでありました。この対処が必要な箇所、状況によって防犯カメラを設置していくものと認識をいたしましたけれども、これでよろしいのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 市長答弁で申し上げましたとおり、基本的にはプライバシーの保護や経費等の観点があるので、慎重に対応したいという考え方は継続してございます。ただし、その中でも必要な場所がある可能性がありますので、その辺で対策が必要なことが判明しましたら、それについては状況に応じて適切に対処する考えでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 適切に対処するという事は、防犯カメラを増設していただけるというものと認識を私はしました。

現在、小学校1校当たり5台、計50台が防犯カメラを設置をされました。小中学校の校門に57台、計107台設置をされたと聞いておりますけれども、一定の効果があるということで、前回の私の質問でもお聞きをしました。しかしながら、アンケート調査でもあるんですけれども、市民の方からは設置拡大の要望をいただいております。通学路、この50台に関しては、東京都の通学路防犯設備補助金を活用して、27年、28年、2カ年にわたって補助を受けたと認識しておりますけれども、昨年12月の議会でも中間議員が取り上げましたけれども、今後の補助制度が創設されれば、研究をするということでお聞きしております。補助制度ができれば、設置を検討するという事でよろしいのでしょうか。

○学校教育部長(田村美砂君) 今議員のほうからありましたように、前回つけさせていただいた防犯カメラに

つきましては、東京都の補助をいただいております。今後ということでございますけれども、東京都の補助が御用意されたとしても、その後のやはりランニングコストというのも当然かかってくることも御理解いただきたいと思っております。その上で、一番の重要なことは、お子さんの安全を守るということでございますので、先ほど総務部のほうからも答弁ありましたけれども、必要に応じてですね、必要な箇所があれば、その補助金を使いながら、活用してつけることも検討していくものでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

その上で、小学校の通学路には設置をされておりますけれども、私、今までも、いつも気になってるんですけども、中学校の通学路、通学路は規定がないということをお聞きしてるんですけども、中学校の通学路に、ここは防犯カメラの設置を、検討はこれはされていないんでしょうか、お伺いをいたします。

○教育総務課長(石川博隆君) 中学生が中学校に通う経路につきましては、小学生の通学路と重なる部分も多いというふうに考えられます。小学校の通学路におきましては、先ほどの答弁でございますように、毎年、学校、保護者、警察と市の所管の2つで、5者で通学路の合同点検実施してございますので、その中で特に点検の要望が頻繁に上がるような、交通量の激しい道路の交差点ですとか、また反対に人通りが少なく不審者情報なんか、出没の情報が上がってるような場所ですとか、こういった場所を個別に抽出しまして、状況を精査した上で対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

私、必要性があると思うんですね。というのは小学校と中学校、同じようなルートになる部分と、やはり中学生だけが通学するルートもあるわけですから、しっかりその点に関しては点検をした上で確認をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今、各自治体でも防犯カメラの設置が拡大をされておりますけれども、これは2016年に公表された地方自治体の公共空間への防犯カメラの設置の事業の取り組みについてですけれども、これは8自治体が、事例が紹介されておりますけれども、その中の1つで兵庫県伊丹市というところがございまして。この伊丹市というのは、日本一安心安全なまちを掲げて、みんなのまち、みんなの力で守りますを重点に、子供、認知症の高齢者を守るために、2016年の1月から、これ1校区約50台、全体で1,000台を設置いたしました。その後、当然効果があるということで、通学路を改めて点検をして、住民の要望もあって、今回この平成31年度、新たに200台を設置することになりました。この1,000台を設置してから、犯罪件数、年々減少しております。実際には通学路の点検の強化を、ぜひお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 通学路の強化、点検につきましても、毎年行っています合同点検の結果と、それから事前に各学校にお願いしてはございますけれども、それぞれの点検を依頼する場所ですね、そういったことで保護者の方々の御意見等、御要望の挙がっているところは、十分に精査をした形で慎重に対処してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) よろしくお願いをしたいと思います。

続いて通学路の点検の次に公園についてですけれども、公園の中への防犯カメラの設置についてでありますけれども、御答弁ではプライバシーの保護、経費面から慎重な対応が必要ということをお聞きしました。公園の設

置の必要については、どのように考えているのかお伺いをいたします。再度お願いいたします。

○環境部長（松本幹男君） 公園に設置する場合でございますが、その費用面等のほかという部分におきましては、地域の合意形成、こちらのほうが必要かなというふうに考えております。したがって、設置する必要性が当然にしてある場所に設置をするという形になりますので、その事象を地域の方に御説明をして、御理解をいただき、それできちんと防犯カメラが設置されている公園だという表示が設置されて、わかった上で御利用いただくという、そういった配慮をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 公園に関しては、私も再三設置要望をしておりますけれども、防犯カメラの設置拡大を署名していく中で、不審者に声をかけられたとか、後をつけられて危険な目に遭いそうになったというお話を複数の方からお聞きをしました。実際に警察に通報すると市も把握していない例があります。以前にも取り上げましたけれども、福生市では事件発生によって公園に防犯カメラが設置をされました。また、荒川区でも2年前ですか、平成28年、都内で初となる区立全公園に、33カ所に防犯カメラが設置をされました。豊島区でも住宅街、公園に設置していく方針が出されておりますけれども、私は今までも一般質問で取り上げてきましたけれども、特に上北台にあります中北台公園、通称ぶた公園ということで通っておりますけれども、近隣の住民からは不審者が出てると。また、不法投棄もあると。その周辺でいたずらも発生しているというのを、今までもお聞きしております。また、桜が丘4丁目にある、桜が丘こども広場周辺にも、そういったケースがあるというのをお聞きしております。これに関しては、先ほど通学路の補助金とともに、区市町村立の公園の防犯整備、補助事業を活用して防犯カメラを設置していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今御紹介のございました東京都の区市町村立公園、防犯設備関係の補助金を活用して設置するということになりますので、今具体的に挙げていただきました公園2カ所、こちらについては市のほうとしまして、現在の不審者の状況も含めた中で、廃棄物の不法投棄というお話もございましたので、地域の見守り活動も含めた中で御協力が、そこいただけるのかという、まずはそのところを当たってみたいというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） では、確認もしていただきたいと思います。これに関しては今に始まったことではなくて、もう長年の間そういうケースがあるということですので、ぜひ認識をしていただきたいと思います。

先ほど伊丹市の例を紹介をさせていただきましたけれども、ほかの場所でも神奈川の大和市は、これ2016年の間に285台を設置しました。しかし、この4年の間に倍の557台になってます。これは住民からの要望が中心になります。大阪の箕面市ですか、これ750台、現在この4年間で1,650台、倍になっております。大阪府の枚方市は2016年、250台、現段階では979台、4倍になっております。あと市川市ですけども、これ市川市はそんなに多くない、152台で、100台プラスの256台がこの4年間でふえておりますけれども、これに関しては犯罪が極端に減ったと、大幅に減少して、また自転車の盗難等も減少しているという状況があります。

この犯罪に関してですけども、他の議員の御答弁で凶悪犯罪、風俗関係は多少減少していると。でも、しかしながら窃盗などに関しては、平成25年から約700件、28年から29年度に関しては50件もふえていると。先日、市内にあるお宅を訪問させていただきました。玄関内に物を投げ込まれている。よく投げ込まれて困っていると。警察に相談したところ、防犯カメラを設置してみればということなので設置をしたところ、投げ捨ては一切なくなると。それだけ効果があるということだと思います。

この地域に関しては、不法投棄や不審者も出ている地域ですけれども、犯罪が起きる、また起きやすい場所、危険箇所を増設をするべきではないかと思えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 通学路、それから公園に続いて、危険箇所に対して防犯カメラを設置してはどうかというお話でございます。市長答弁にあった慎重な対応という考え方について、今、防犯担当者の立場からちょっとお伝えをしておきたいと思えますけれども、東京都の世論調査でも治安対策が1位の状況になり、公明党さんがやられたアンケートでも、約34%の方が防犯カメラの設置拡大を求めていると、そういう状況ということではございます。

私ども防災行政を進める上でベースになるということで、基本的にはたびたび紹介しておりますけれども、犯罪認知件数の推移というのを紹介してございます。戦後、昭和21年から始まっている件数の推移があるんですけども、138万件から全国で始まっております。昭和の終わりぐらいに伸び始めて、ピークが平成14年の286万件でございました。それ以降、今からですから十五、六年、連続して減少してきておりまして、平成29年は約91万件ぐらい。確定値はないですけども、30年は80万件台になるというふうに言われておりまして、基本的には減少傾向にあるということで、東大和管内の犯罪認知件数についても、極めて基本的には減少傾向、パラレルな状況になっていると思えます。

こうした事実としては犯罪が減っているにもかかわらず、アンケート等で治安のことについて要望があるってということについて、どう評価するかということについてなんですけれども、基本的に私どもは不安が払拭できない、そこにあるんだろうと思えます。それは不安が払拭できない理由は、その地域のコミュニティーや、地域社会の人を結びつける力が弱まっているというふうに私どもは認識しております。

ここで防犯カメラのようなシステムを導入して、それを前提にして地域社会が回るような形になってしまうと、それ以上、人間関係っていうものが壊れてしまう可能性があるということで、私どもにつきましてはあくまでも各市で、さまざま防犯カメラの増設はやられているのは承知はしておりますけれども、そこについて危惧する部分があるので、あくまでも慎重に対応すると、そういう考え方できるところでございます。危険箇所につきましては、再三お話があるとおりに、できる限り時間をとられて、そういう箇所を確認しながら、今後も引き続き研究を進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○総務部長（阿部晴彦君） 少し補足をさせていただきたいと思えます。先ほど質問者のほうからもお話ありましたが、犯罪とか不審者に遭遇しやすい時間帯というのものも、東大和に限らず、やはり通学の時間帯、特に下校時の3時から6時ということが、平日というのが多いという傾向もござります。そういうことなどを踏まえて、市としましては青色回転灯のパトロールカーによる、特に子供関係の施設等があるところ、あるいは何らかの情報があつたところを重点的に回るようにして、これは機動的に回っております。

また、市民の方にも、地域の防犯はやはり市民のお力、事業者のお力、皆さんでということが基本でございますので、できるだけ多くの方に、そのような時間帯に何かお買い物のついで、あるいはお庭の水やり、あるいはペットの散歩ですとか、そういう少しの時間を割いていただいで関心を持っていただくと、より多くの目が行き届くコミュニティーになっていくのかなというふうに考えてます。

カメラっていうのも一定の効果はあるのは、もちろん承知はしておるんですが、カメラはあくまでも人の目の補助といいますか、そのような位置づけにどこかではやはり限らないといけないのかなと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど安心・安全というか、払拭されてないっていう部分でのものですけども、やはりただカメラをつければいいというものじゃ、当然私はないと思っております。やはり地域のコミュニティーというのは重要だと思います。設置場所についてはしっかり検討をしていただいて、ぜひ設置に向けて進めたいと思います。

最後に、市長にお伺いをいたしますけれども、このたび市民の皆さんより防犯カメラの設置拡大の署名を2万8,890名、市の人口の約34%の方にいただきました。これに関してどのように受けとめておられるのか、また設置に向け、拡大に向けた御所見をぜひお願いいたします。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かせていただきました。今、最後に御質問者からありました2万8,890の署名については重いものと、3分の1以上ということになりますので、大変重いものだなというふうに思っています。また、先ほど御質問者からありましたが、カメラをつけるだけではないんだと、やはりそこには地域のコミュニティーというもの、地域に根差した活動というもの、そういうふうなものを大切にしたいんだというふうなお話もございました。

私としまして、通学路あるいは学校の門等つけているわけでありまして、また警察のほうでは駅周辺等にもカメラを設置してございます。従来から申し上げておりますように、やはりプライバシーとか、そういうものをどうするかというものが、私自身が一番気になるところであります。それから、もう一つは従来からこれ私の持論というか考えなんですけども、監視するというイメージが地域の人たちといういろいろな方々に、監視しているカメラがあるんだということが、果たしてそういう社会がいいのかどうかというところ、先ほど御質問者が言った、多分地域の中のコミュニティーというか、それが大切だと言ってたのは、そういうものに対して、やっぱりコミュニティーの中でそれを、地域の中で解決するというか、払拭するという、そういう意味で大切なものというふうなお話があったと思います。

どちらにしましても通学路等につきましては、前から御答弁申し上げてますけど、学校や東大和警察あるいは防犯協会、あるいは地域見守り隊等々ですね、そういう方々がまずは学校の危険度のチェックをしているということはあると思います。それ以外に、やはりここはどうも危険だよというふうな場所は、地域の方からもあるでしょうし、また警察からもあるのではないかなと思います。そういうものに対しては、先ほど言った補助金という話もございます。そういうふうなものを活用しながらうまく設置していければと。そして地域の皆さん方が、コミュニティーの中で、安心して公園等いろんなところで活動できるようになればいいかなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 市長、御答弁ありがとうございました。東大和市は、安全・安心で暮らしやすいと、住んでみたいまちにするためにも、市長部局と連携をして設置拡大に向けて検討していただきたいと思います。

以上で、1番目の質問は終了いたします。

2点目の犬のふん対策についてでありますけれども、犬のふんの放置についての認識についてでありますけれども、犬の放置に関しては、これまでも地域住民の方から、放置されていて困ってるとの御相談を受けております。防止用の看板設置をして改善が見られている箇所もありますけれども、市長の御答弁で依然として解消されていない状況にあるとのことでした。これまでに犬のふんに関する苦情は、市に寄せられておりますでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 犬のふんに対する苦情でございます。犬に関する相談、苦情が全部で39件ございま

すが、その中の主なものとしてはふん尿が8件、鳴き声が3件、その他虐待等が2件ということで、ふん尿の御相談が一番多くなっております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この対策についてはどのようにしてるのか、再度お伺いをいたします。

○環境課長(宮鍋和志君) 市民からの御要望をいただきまして、ふんの防止の看板、うちのほうでつくりまして、御希望の方にはとりに来ていただいて、御自宅の前に張っていただくとか、そのような対応をしております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) この看板に関しては、効果があるところと、効果がないところ、さまざまありますが、それ以外のやっぱり対策も大事じゃないかなと思います。

②番の犬の飼い主マナーアップの取り組みについてでありますけれども、まず現在、当市の犬の登録数についてお伺いをいたします。

○環境課長(宮鍋和志君) 犬の登録数の関係でございます。平成31年2月現在でございますが、合計が3,681頭、その内訳としては大型犬が38頭、中型犬が311頭、小型犬が3,274頭、ちょっと区別が不明なものが58頭。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 3,681頭ということで、これは私、ペットのマナーアップの取り組みについて2年前に質問しましたが、平成28年では3,805頭で少し減ってるということを確認しました。でも、やはり市内を見渡すと犬の散歩をしている方がよく見受けられますけれども、市報によるマナーアップの呼びかけ、登録の際にマナーの向上をお願いをしているということですが、具体的にどのようなことか、お伺いをいたします。

○環境課長(宮鍋和志君) マナーアップの関係でございますが、犬の登録時や毎年狂犬病予防注射の際に、飼い主にマナー向上のチラシを配布するとともに、動物愛護センターでも飼い方教室をやっております。そちらを御紹介したり、また市報等でもマナー向上をお願いしてございます。それから、環境市民の集いでも、東京都獣医師会多摩西支部による動物相談の中で、飼い方等の相談も受け付けております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

このペットのマナーの講習に関してですけれども、これに関して当市では実施を検討されたことがあるのでしょうか。

○環境課長(宮鍋和志君) 先ほど申し上げましたように、登録時とか狂犬病予防注射のときにチラシをお配りしたり、あとは動物愛護センターでの飼い方教室等を御紹介しておりまして、現在はまた別の関係で飼い主のいない猫という問題がございますので、そちらのほうにも今対応しておりますので、現在では犬の飼い方に関する教室は考えてございません。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 犬は若干、飼い主が減っているということですが、猫も含めるとかなりの数になると思いますけれども、やはりこのマナーアップってすごく大事だと思うんですね。このマナーアップは、意識づけをするということがすごく大事だと思います。動物愛護管理相談センターと連携をしながら、当市でも一度実施をしてみてもどうかと思いますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 先ほど申し上げましたように、現在、動物愛護センターの飼い方教室、そちらがあるのと、それから東京都獣医師会で動物相談なんかも受け付けておりますので、現状はそれで様子を見させていただいて、また問題点等、考えてみたいと思います。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 以前、動物愛護推進員が当市でもいたということで、現在はいないということなので、これに関しても公募をしていただけると、以前、御答弁もありましたけども、やはりこの動物、家族の一員としてかなりの数で認知をしております。そういった意味では、そういった取り組みがぜひ必要だと思いますので、ぜひ実施に向けた検討をお願いをしたいと思います。

続いて、③の犬のふん被害をなくす、イエローチョーク作戦ですけれども、先週、たまたま朝日新聞のコラムで紹介をされておりましたけども、この取り組みは京都府の宇治市が2016年の1月から市民が協力して始めた方法でありまして、犬を飼う市民がふえてきており、それに伴いふんに関する苦情が増加をして、看板設置、回覧版、広報車の巡回を行ってきたけれども、改善が見られなかったと。そのために始まった取り組みであります。

市長答弁にもありましたけど、まずふんの周囲に黄色いチョークで丸をつけて発見日時を書く。時間を置いてまた確認をすると。ふんがまた残っていれば確認した時間をチョークで書いて、なければ確認時間とともにその旨を記すということで、これは市の職員、環境部の方が打開策として、放置されたふんを数多く観測した結果で、このような調査になった。同じ人物が同じ場所で同じ時間に放置している法則を発見と。人目につかない早朝や深夜に繰り返しているケースが多くあったということでもあります。

小平市でも昨年ですか、実験を始めたところ効果があって、昨年5月からふんに関してはほとんどというか、3分の1以下になったという報告をお聞きしました。

これに関しては当市でも検討するとの答弁でしたけれども、経費もチョークのみで数千円ということになりますので、ぜひ実施をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 効果のほうは御質問者がおっしゃるとおり、かなり一定の効果があるというところでございます。また経費につきましても、それほどかかるものでもないという現状もでございます。したがって、こちらについては、あくまでも取り組む事業としては、協力者は地域の皆さんという形になりますので、これについてはいつという時期はあれですけれども、それほど時間をかけずに、これは間違いなく取り組める事業というふうに考えておりますので、そこは市民である協力者をきちんと募った中で、実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。この宇治市に関しても、小平市に関しても、やはり地域の協力なくしてできない。地域の協力があって、ボランティアも含めて協力があって実施できたと思います。当市でも、ぜひ実施、早急にできるようにお願いをしたいと思います。

続きまして、3点目に移らさせていただきます。

続いて、公園の整備についてお伺いをしたいと思います。

現在市内には、壇上でも読みましたけれども、全体で117カ所、都立公園が3カ所、市立の公園などが96カ所、こども広場は13カ所ですけれども、公園やこども広場での遊具の老朽化及び不足している更新及び修理についてでありますけれども、御答弁では上仲原公園、狭山緑地の施設及び遊具の更新を図っていると。そ

他の公園に関しては、こども広場の遊具の更新については、平成32年以降、計画を実施していくということでしたけれども、しかしながら老朽化が進んでいる遊具は、前倒して更新を進めるべきではないかと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 公園の遊具でございますが、かなり当市の場合、老朽化が進んでるといのは現状として認識しております。今年度、補正予算をお認めいただいたことで、現在、遊具点検、毎年一度やるということで実施の方向性が義務化されましたので、現在そちら進めております。先ほど市長答弁の中で32年度というふうにはさせていただいた点については、ここで委託をかけてますので、そこの全体を見た中で計画的にやっていけるような、そういう形を考えまして平成32年度ぐらいから、順次手をつけていければというふうに現在は考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先日市内の公園及びこども広場、全体で117カ所——117カ所は行けないんですけど、20カ所ほど見てまいりました。遊具の老朽化、また使用禁止、不足を感じました。これ平成27年ですけども、東大和の市民の意識調査の中でも、遊具が少ない、遊具の老朽化、安全な砂場がないよと。また、どの公園が欲しいかということに関しては、未就学児が安全に遊べる公園が40.5%、高齢者が利用できる健康遊具を設置した公園が18.3%と、この2つで6割を超えております。これに関しては、補助金を活用して進められないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 御質問者おっしゃいますように、高齢者の方と言ったら語弊があるかもしれないんですが、健康遊具を備えた公園、それとまた未就学の小さいお子さんが集まって楽しめるような公園、そういったところの色をきちんと、めり張りをつける中で公園を整備するっていうのは、本当に理想だと思っております。ですから、そういうところに向けて、今後、先ほど申しました遊具の点検、そちらの結果を踏まえた中で実施していきたいと考えておりますが、公園の遊具の交換につきまして、なかなか補助が今、有効に使える補助がないという状況でございますので、どうしても今の時代、これから先を見た公園をつくっていくときの遊具交換については、どうしても市の一般財源を使った中での交換になってしまうということが現状でございますので、そういった費用面も含めた中で、32年度以降に検討していくという形で取り組みたいと思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

国交省によると全国の公園に関してですけども、遊具の半分は25年以上を過ぎて使用中止になってるケースが多いという残念な結果が出ております。これ1つの例ですけども、千葉市とか名古屋市では公園遊具の寄附を募って更新している例も、こういう例があります。これも参考ですけども。

また、足立区では公園遊具、魅力ある公園遊具ということで総選挙が行われて、表彰式とかランキング発表して遊具の場所がわかるようにホームページで紹介をして、子供の遊び場、当然大人も含めてそういうものを紹介しております。

先ほど遊具の修理に関してですけども、年1回ということで職員及び事業者が修理依頼を行っているとの御答弁もいただきました。

この点検ですけども、私、先ほど20カ所ほど見てきたということでお伝えしましたが、先月、これ中

丸子ども広場ではブランコがもう——使われていないブランコが、先日あって、これ2年ぶりに撤去して今現在そこが空白という形になっておりますけども、それでも、これは向原の公園では木製のベンチが幾つもありますけども、2カ所が破損してもう使える状態じゃないと。あと下立野林間子ども広場っていうのは、ベンチがなくて困ってる。

また、桜が丘子ども広場では、よくさまざまな子ども広場とか公園に、勝手につけてまして、ゆらゆら遊具っていうんですか、乗って揺れるやつ。名前、わからないですけども。それももう塗装が剥げてて、ちょっと使うには使えないというところも幾つか見受けられました。

また、これ立野にある緑野公園ですか、これに関しては木製の遊具が、先週、先々週、もう老朽化によって使用禁止という形になってます。公園で遊んでる子供たちにも、さまざま話を聞かしていただきましたけども、すごく残念がってました。

また、中北台公園の滑り台も、ちょっとさびついて老朽化をしております。これに関しては、その中には更新をしなくても、やっぱり修理によって使える、利用できる遊具があると思いますけども、これに関しても私がこれ20カ所以上、点検した中でも幾つも見つかったわけで、そういった意味では、その点検の状況で優先順位をつけて、この修理を行っていただきたいと思いますけども、現在の点検状況がわかればお聞きしたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 点検状況でございますが、毎週月曜日に環境課の現業職の職員が市内の公園施設の巡回を実施しております。それから、先ほど部長からもお話がありましたように、年に1回ということで専門業者にことしから点検をしていただいております、これから報告が上がってくる状況でございます。市の職員で直せるような軽易なものについては、徐々に市の職員により修理しております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私が確認しただけでも数多くありますので、しっかり見ていただいて、逆にふぐあいがあって事故が起きてからですと大変ですので、しっかり確認をしていただきたいと思います。

それと、あと1点、気になってるのは砂場に関してですけども、この砂場の入れかえというは行っているのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 砂場の砂の入れかえでございますが、砂場につきましては、以前、実は市民から御指摘をいただいたようでございます。現在は環境課の現業職員により、順次、今年度は入れかえをしているということでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

続いて②の健康づくりに利用できる健康遊具の設置についてですけども、現在4カ所ということですけども、この場所、あと利用状況がわかればお知らせいただきたいと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 健康遊具の場所でございます。4カ所ございますが、向原中央公園、桜が丘一丁目公園、向原南公園、清原南公園でございます。どんなものがついてるかということなんですけど、なかなか御説明難しいんですけど、エアロバイク、それから背筋を鍛える器具、それから手で回して、手の動きで脳を活性化するような器具、そんなようなものがついているということでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これに関してはふやしていく考えがあるのか、また幅広い方が利用できることで今後大切だと思いますけども、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 設置数をふやしたいというふうには考えております。しかし、財源のほうに伴うという関係がございますので、こちらにつきましても特色ある公園の整備基本方針、こちらのほうの事務を進めていく中で、あわせて検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお願いをしたいと思います。

公園整備の中でちょっと不安に思ってる公園があるんですけども、これに関して桜が丘こども広場、桜が丘4丁目にある。これ敷地の約2分の1が個人の所有者の土地になっておりますけども、周辺住民から今後の公園が存続していくのか不安の声が上がっております。これ後ほど芋窪のお話をします。4年前に芋窪4丁目の公園が所有者の意向によって廃止されました。これに関して桜が丘こども広場に関しては、市はどのような認識を持っているのか、情報がわかれば教えていただきたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 特にこども広場につきましては、どうしても土地の所有者の方から市が借りているというケースが多い状況になっております。今御質問のあった場所につきましては、やはり一部借地という形にはなっているわけですが、今現段階においては、土地の所有者の方から特段のお話はいただいていませんので、継続した契約ができるというふうに現時点では考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この公園の借地ですけども、この所有者に関しては何か年1回話し合いを持つとか、何かそういう情報をお知らせするとか、そういったことはあるのでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 契約更新時には、きちんと土地所有者の方とお話をさせていただいたもとで結んでいるという状況でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

現段階ではちょっとまだわからないという部分だと思いますけども。

続いて、芋窪地域の公園についてでありますけども、先ほどもお話ししましたが、4年前に個人の所有者、土地の公園が廃止されて住宅及び駐車場になりました。その芋窪地域に、これは武蔵村山寄りですね、旧芋窪街道から西側ですけども、近隣には新興住宅とか集合住宅が建てられ、子育て世代がふえております。住民から公園設置の要望がふえておりますけれども、未利用地の所有者に働きかけ、公園の設置はできないかということですけども、市内の未利用地の状況について、また活用についての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○環境部長（松本幹男君） 公園の確保についてでありますけれど、やはり市の条例でも国の基準のほうを参酌した中で、1人当たりの一定面積確保というのは掲げておりますので、やはり市のほうで適切な配置の距離感覚を持った中で確保していくべきだというふうには考えております。ただ、なかなか現実問題として宅地化の波も一方ではございまして、なかなか市で土地を取得していくというのも、ちょっと厳しい状況というところもございまして、今後いろんな手法を研究した中で、適切な確保に努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで環境部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○環境部長（松本幹男君） 先ほど健康遊具の設置されてる公園の数ということで答弁を申し上げた際に、4カ所ということで、4公園ということで申し上げたんですが、健康ウォーキングマップ、こちらのほうも発行されておまして、1カ所、済みません、漏れておりました。清原西公園を足した市内5公園という形になります。済みません、訂正をお願いいたします。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほどの未利用地の件ですけれども、かなり状況、厳しいということはお聞きしておりますけれども、少子高齢化に伴う将来人口の推移などを考慮しながら、検討していく必要があるとの御答弁でした。だからこそ子供から高齢者まで利用できる健康遊具を備えた時代に合った公園のあり方を、ぜひ今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 今後、先ほどの答弁と重なってしまいますが、特色ある公園整備基本方針、こちらを進めていく中で、並行して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による公園の整備についてですけれども、東大和市の所有者不明土地ですけれども、昨年、他の議員が一般質問で取り上げておりましたけれども、現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

○課税課長（真野 淳君） 所有者不明土地とは、不動産登記簿上の土地所有者が死亡し、相続によります相続登記が行われず、時間の経過とともに世代交代が進み、法定相続人がネズミ算式にふえ、土地所有者を特定することができない状況であると認識しております。固定資産税を課税するに当たりましては、不動産登記簿上の所有者に対しまして納税の告知をしなければなりません。また、所有者が死亡している場合は、戸籍等を調査した後、相続人に対して課税をすることになります。戸籍等の調査をした結果、相続人の死亡や相続放棄によりまして、所有者が存在しないことを特定できた場合は、民法に基づきまして家庭裁判所に対しまして相続財産管理人の選任を申し立てることによりまして、相続財産管理人が選任され、相続財産管理人に課税することになります。

昨年の第3回定例会におきまして、他の議員の一般質問では、所有者不明土地は4件、約200平米と答弁いたしましたが、その後、1件、約107平方メートルの土地に相続財産管財人が選任されまして、課税を行いました。一方、新たに1件、約15平米の土地に所有者が存在しないことを特定できましたことから、現在は4件、約108平方メートルとなっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

今月の22日に、政府は閣議で全国で問題となっております所有者不明土地を、一定の条件下で売却可能にす

ることを柱とする法案を決定をしたとありました。今後ふえていくと予想される所有者の不明土地ですけれども、公園などへの有効利用について調査研究していくということでしたけれども、これに関しては調査をどのようにしていくのか、現段階でおわかりになればお伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 所有者不明土地ということでございますが、今後、土地の情報は公開の情報でございますので、それは私どものほうで確認することができるかなというふうに考えておりますので、タイミングを見て先ほどの件数や面積、それがどういう形で推移しているのか、そこについては内部的に情報の提供をもらえるような形で努めて、今後それが公園等の緑地や確保、それらに活用ができるか、そういうところもあわせて検討したいというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 先ほど言った所有者不明土地及びまた未利用地も含めて、ぜひ調査研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続いて、桜が丘中央公園の遊具の増設についてでありますけれども、桜が丘中央公園付近はマンション及び新興住宅が建ち並び、市の中でも子育て世代が多く居住しております。また、隣には南公園があり、小中高生、高齢者が日々利用しておりますけれども、しかしながら南公園には遊具がなく、子育て世代の親御さん、高齢者の方から遊具を求める声を多く聞いておりますけれども、この桜が丘中央公園、健康遊具、幼児用のブランコ等、これは設置の検討はできないかお伺いをいたします。

○環境部長（松本幹男君） 桜が丘中央公園、こちらのほう現在、遊具は滑り台、1台という形になっておりますので、こちらにつきましても今後、32年度以降のこれから上がってきます公園遊具等の点検の結果等を踏まえた中で、設置について検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この地域に関しては本当に親御さんが多く、当然、南公園がありますから高齢者等も多いので、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして4番目、空き家の実態調査と適正管理についてでありますけれども、この実態調査の実施時期と調査方法について、平成30年度実態調査、業務委託で実施していくとの御答弁いただきました。ありがとうございます。委託業者に関しては、選定基準はどのように検討しているのかお伺いをいたします。

○総務部参事（東 栄一君） そういった事業、実施の実績がある業者で指名競争で選ぶ予定でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 補助金を活用すると思っておりますけれども、これに対して割合はどうなってるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 空き家の実態調査にかかわる補助金につきましては、現在、東京都に空き家利活用等区市町村支援事業補助金というのがございまして、1,000万円が限度で補助率2分の1となっておりますので、これを活用して進めたいと、今のところ予定してございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この調査方法ですけれども、現地調査、所有者調査、所有者アンケート調査を実施していくということで認識をいたしました。この実施時期についてはどうなってるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 実施時期はまだ未定でございます。契約してから事業者と調整しながら進めたい

と考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) よろしくお願ひしたいと思ひます。

この2番の空き家の利活用についてですけれども、この実態調査を踏まえて検討していくということでしたけれども、今まで利活用について他自治体の取り組みも紹介しておりますけれども、これに関しては先進事例を含めて並行して検討していくべきだと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 並行して検討すると、おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただほかのところでも申し上げたんですけれども、現状の人員体制の中ではちょっと順番にやらせていただきたいと思ひますので、まずは実態調査さしていただいて、調査の中身によってどういう活用ができるのかということについて、検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) それでは、実態調査を円滑に、ぜひ進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして5番目、防災行政無線についてお伺いをいたします。

初めに、2月7日に市内4カ所で実施した音響調査の結果ですけれども、中央1丁目、南街市営住宅、第十小学校、桜が丘こども広場、この調査結果についてお伺いをいたします。

○総務部参事(東 栄一君) 毎年4カ所を特定して調査をしてございまして、今のところおおむね良好という結果でございました。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) おおむね良好ということですか。はい、わかりました。

これ1番目のデジタル化の効果についてでありますけれども、これは音声の品質が向上してシステムの形態が容易になり、エリアメール等、自動で情報を配信可能と、情報伝達の時間短縮が期待できると、これ文章でわかるんですけれども、いまいちイメージが湧かないんですけれども、このデジタル化について、他市で行って効果がわかればお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(東 栄一君) 他市ではないんですけれども、今実施設計をお願いしてる業者に話を聞いたところでは、デジタル化により音声の品質が向上するというのは、現状の防災無線ですと生の声で、マイクを使ってやりますから雑音とかノイズみたいなものが入ります。そのまま放送、流れてしまいますが、デジタル化になりますと、そういったノイズと言われてるものが消えてしまうので、その分、音量が聞き取りやすくなるという特徴があるというふうに伺っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 結構、ノイズ、あとよく共鳴をしてしまうとかっていうことも聞きますけれども、これ、ぜひ期待はしたいと思ひます。

②の市内各所で防災無線が聞きづらいという声をお聞きしております。これに関しては市の認識、今後の対策を、これはデジタル化という部分かもしれませんが、それについてお伺いをいたします。

○総務部参事(東 栄一君) 防災行政無線につきましては、繰り返しいろんな方々から聞こえないとか、聞きづらいとかってお話を伺っております、ここで更新するに当たりまして、どこまで改善できるかわかりませんが、できる限り明瞭で聞こえやすくなるように、更新のときにマイクのスペアは全部変えますから、そ

の位置調整と、その辺も含めてできる限り改善に努めたいと考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 全てに行き渡るっていうのも本当に大変なことだと思いますけれども、特に市境です、市境はこちらで武蔵村山周辺の境の住民からは当市の無線が聞こえないと。隣の無線が聞こえて、当市の無線が聞こえないっていうこともお聞きしておりますので、これはデジタル化の効果についてぜひ期待をしたいと思います。

アの自動音声応答サービスの周知についてですけども、ホームページで記載をしてると。防災訓練、講話などで配布をしているということですけども、これは地域の皆さんにお聞きすると、自動音声応答サービスを知らない人が実際にはほとんどでした。

防災安全課で用意されている、この切り割りですか。案内電話のチラシですね、これ。「聞こえづらかったので、もう一度聞きたい。こんなときは、ぜひ、御利用ください。」という、このチラシだと思いますけれども、これを実際にこういうのがありますとお配りすると大変喜ばれます。これに関して、当然聞こえなかったもので、当然実験といいますか、何人かしたそうです。そして、わかったということで大変喜ばれておりました。

実際にこういうサービスがあるにもかかわらず、知らないっていう声を本当に多く聞いておりますので、市報を含めて広く周知するべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 市長答弁に……ごめんなさい、今、見て誤りがございまして、市報をですね、市長答弁では、市のホームページに掲載してるほかという言い方になっておりますけれども、現時点で市報にも、帯の欄ですね、帯の欄に年2回ほど、この防災行政無線で放送した最新の内容を、最大3時間前後までこの電話番号で確認することができますという周知だけはしておりますので、済みません、訂正をお願いしたいと思います。済みません。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。私も気がつきませんでしたけれども、これに関しては現実問題、周知してるんですけども、やっぱり知らない方が多いので、これも行為についてはまた、ぜひ考えていただきたいと思いますので、逆に帯ではなくて枠をつくるとか、お願いをしたいと思います。

この自動音声応答サービスの回線ですけど、現在3回線までということで、今後調整していくことですが、これ今まで集中したことはあるんでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 確認した限りではございません。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これはきっと、こういう音声サービスを知らなくて、かけてないケースが結構多いと思うんですね。やはり災害時だとか、さまざまな部分でこういうことを知っていると、そういう部分での問い合わせが多くなると思いますので、ぜひまた検討も、増設の検討もお願いをしたいと思います。

続いて、ウの緊急時の公用車を走らせることですが、青色パトロール、消防車、庁用車を活用するということでした。これに関しては、東日本のときにも庁用車を走らせたということですが、今までは東日本大震災くらいですか。それ以外にはないでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 私の記憶では、東日本大震災のとき以外はなかったかのように記憶してございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 庁用車も走らせるということなので、緊急時、正確な情報とスピードが大事ですの

で、ぜひ引き続きお願いをしたいと思います。

3点目、日野市で取り組んでいる防災行政無線テレホンサービスのお知らせシールでありますけども、先ほどお話ししたとおり自動音声応答サービスを知らない市民が多いのが実態であります。防災行政無線は、情報がより多くの市民に伝わる手段として、自動音声応答サービスの電話番号を徹底させるために、日野市はフリーダイヤルの番号シールを印刷し、各戸配布をしております。これに関して和歌山県の橋本市でも、日野市の取り組みを活用してお知らせシールを全戸配布をされました。これ参考までに3万枚つくったそうです。13万725円、大体1枚4円程度ということで、参考までにお伝えしたいと思います。これに関してフリーダイヤルを含め、当市でも実施していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○総務部長（阿部晴彦君） 防災行政無線につきましては、デジタル化に伴い、これまでよりは聞きやすくなればという期待は込めております。ただし、絶対というものでは、機械ですので、ありません。

そこで、市民の皆様方にも、例えば大きな地震があったとか、風が強くなった、台風が近づいたというような場合には、無線の音が何か聞こえた場合には、ぜひ窓を少し開けていただいて注意をしていただくとか、そういうことも私ども行政のほうからも呼びかけていく必要があるなというふうに考えております。といいますのも、最近の住宅、特に機密性が高くなっておりまして、そういう傾向もあるんじゃないかと思っています。

また、今のシールのようなものを配布するってことも、確かに効果もあるだろうとは思っています。当面は、現在市報あるいは市の公式ホームページ、またカラーの色刷りのチラシも配布させていただいておりますので、その周知をしっかりとやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） このお知らせの紙ですけども、これはお話をすると、ぜひ登録しとくとか冷蔵庫に張っとくとか、そういうケースが多いんですね。そういった意味では、こういったものを何枚も配るわけではないので、一度配れば当分必要はないと思っておりますので、特に予算もそんなにかかりませんので、ぜひ実施を検討していただきたいと思っておりますので、これに関して再度答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（阿部晴彦君） 市長の答弁と繰り返しとなりますけれども、他市でいろいろな工夫をされているという事例もただいま御紹介もいただきました。また、市としましては、かなり大きな予算を伴いますが、デジタル化も今進めておるところでございますので、現状進めてる、推進していることなども、周知徹底も努めながら、シールにつきましても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） よろしくお願いをしたいと思います。

最後の6番目になります。東大和市ふれあい広場についてでありますけども、この東大和ふれあい広場に関しては、平成27年第2回の定例会でもオープン後に、私は質問をさせていただきました。

この玉川上水駅というのは乗降客が多いにもかかわらず、残念なことでありますけれども、駅前の店舗、また金融機関が次々と撤退をしております。また、来月も1店舗、撤退する状況にあります。だからこそ、この東大和市のふれあい広場の役割は、私は大変重要になると思います。

そこで、設置目的と利用状況ですけれども、ふれあい広場に関しては定期的に私もお伺いして、状況もお聞きしております。壇上でも述べましたけども、現在NPO法人が運営者として取り組みをして、一定の成果が出ていると認識しておりますけども、設置目的である観光案内、また情報発信、にぎわいの創出を図るとの御答弁でした。

この中で来場者が、昨年3月から12月、3,561人、これ月平均すると356人、1日平均で大体13人ということですが、市としてこの現状の認識についてお伺いをいたします。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** ただいまのまずふれあい広場の入場者、来場者の数でございますが、これまでの統計上、年度単位で申し上げますと、4,000人から5,000人の間におさまっております。ですので、施設規模等から十分な来場者、それから来場者に対する情報発信ができてるものと考えております。以上であります。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 情報発信ができてるといってお聞きしましたけれども、これ2番ですが、好立地ですが、わかりにくいという声をいまだにお聞きをします。玉川上水駅西口出口付近に、案内ポスターの掲示、これは有料になるので現在は考えられないということでしたけれども、この有料ですが、これ金額的にはどのぐらいかかるものなのでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 有料の金額でございます。ポスターの大きさを一つの例といたしまして、B2の大きさ、縦が72.8センチ、横が51.5センチのポスターを1年間掲出した場合ということで確認させていただきましたが、約45万円ということでございました。以上であります。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 意外に高いなと思う……当然、駅によると思うんですね、これ乗降客が多いという部分もあるんですけども、これ年間、半年とか1カ月とか1週間とか、こういった金額、これに関してはどうなんでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 金額でございます。詳細に申し上げますと、今のB2のポスターに限りましては、1週間、1枚掲出するに当たりまして、定価が9,500円という設定でございます。これを長期にわたりまして掲出した場合の割引として、6カ月と12カ月とそれぞれの割引率が適用されております。ちなみに、6カ月、半年の掲出にいたしますと約24万円ということでございます。以上です。

○**20番（木戸岡秀彦君）** わかりました。玉川上水だから少し高いのかなという部分はどうかかなと思います。これに関してふれあい広場、下におりたときにどうしても、人の目線ではどうしても出口方面に行くので右にある、ちょっと奥になっている。私もよく利用するんですけども、実際には右を見ない、もう左に行ってしまう。そして見るんですけども、これは何なのかなという、東大和ふれあい広場って名称——名称は特に悪くはないと思うんです。でも、実際にふれあい広場になっているので、これ何をするとこなのかわかりにくいという声を聞くんですね。これに関しては、どのように認識しておりますでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 広場というのは、確かに広いスペースを抱えたものという印象を与えてしまうかもしれませんが、私どもとしては機能といたしまして、玉川上水駅おりてすぐという場所、そこで人々が集まり、そこで何か一つの活動等で、一緒に目的に向かって何かを行う。また、その活動などから広がっていく、そういったイメージを抱きまして、東大和市ふれあい広場という名称にいたしております。それにより、よりにぎわいという創出につながるようなことを期待しております。以上であります。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 済みません。これ前後するんですけども、このポスターの件ですが、金額がこれだけかかるという、それだけ人が、出入りが多いということだと思っておりますが、これに関しては定期的に補助とかというのは考えてはいないのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまのポスター掲出の補助等でございますが、現状、私どもでは考えてございません。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

このふれあい広場、先ほどわかりにくいって言うんですね。私も広告業界に長年いたもんですから、広告宣伝に対する勝利の心理のプロセスっていう、消費行動っていうのがあります。AIDMA（アイドマ）の法則って、これ有名なんですけども、AはAttention、注意をする。IはInterestで関心、Dは欲求でDesire、Mは記憶でMemory、Aは行動でActionということですけども、最初に注意を引く、それによって行動、行動していくっていう心理なんですけども、やはり一目でわかる表示、キャッチが必要ではないかと思っておりますけども、まずは目で訴えることが重要だと思いますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 確かに議員がおっしゃるように、まずはそこに注目をしていただくこと、目線が運ばれることが肝要かと思えます。そのために今現在の運営者でございますけれども、自動扉の外側にブラックボードを市が配置をしておりますが、そちらのほうにさまざまな表記をし、掲出をしたり、それから運営者側が準備をしたフラッグを表のほうに掲げたりなど、努力をいただいているところでございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） 以前にも紹介をさせていただきましたけども、八王子の駅前と昭島の駅前、これ観光案内という形になってますけども、これ本当にスペースが、八王子なんかはかなり、東大和ふれあい広場と変わらないぐらい狭いスペースですけども、これは場所ですけども、観光案内っていうだけで人がかなりにぎわって見ていると。観光案内という表示なのかなという部分もあるんですけども、あとこの3年ほど前に玉川上水駅前の広場に立て看板を設置、案内板を設置していただいたと思います。ちょうど中央に、右側に東大和ふれあい広場、左側に戦災記念物という形で、でも実際にはそれはただの通路になっていて、実際、現実問題わかりにくいっていう部分があります。この設置場所についても、これは検討することが必要ではないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 駅前広場に設置した看板の場所、案内板の場所でございますけれども、駅前広場を管理している部署との調整の結果、あの場所に決めました。また、案内板の設置場所につきましては、その場所が通常の道路の位置づけでございます。通行する方、あるいはさまざまな車両等の妨げにならない部分を考慮いたしまして、今の設置といたしてございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） できれば、もう少しわかりやすいような表示をしていただければなど。できれば経費をかけないで工夫をしていただきたいなど、これは思います。これは要望です。

③の入り口付近の施錠の開放についてでありますけども、これ以前も質問させていただきましたけども、緊急時の避難通路ということですけども、これに関しては本当にふれあい広場の前なんです。せめてイベントをやるときには、開放は可能だということでしたけども、せめて営業時間内には開放すべきだと思いますけれども、これについては西武鉄道に交渉はできないのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいまの御指摘の場所、私どもも開業当時からたびたび御相談はさせていただいたところであります。建物の所有者、貸し主さんといましては、やはり店舗の壁と鉄

道施設の壁に挟まれた狭い場所であること、大変死角になりやすい場所であることから、危機管理、防犯上の観点で、通常は緊急避難路として活用していただきたいということが、私どもに仰せつかっているところがございます。その上で、御相談の結果、表に人を配置したイベントの実施時などは、人の目があることによって安全の担保ができるだろうというところで、今はイベント時には利用できるようにお認めいただいているところがございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） それでは、スタッフがいればとりあえず可能だということで、解釈でよろしいでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 人の配置をし、必ず人の視線が入ることによって安全を担保するっていうことで利用は可能と考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

続きまして、④の新たな管理運営者についてですが、選定基準及び評価について、基本方針、基本事項、事業効果、実施体制、その他5項目で男女共同参画、子育て支援、さまざまな世代間の交流、地域の活性化などに期待できる企画の内容であったためということでしたけれども、私も運営者に関して調べましたけれども、近隣自治体と連携をしながら幅広く取り組んでいるようです。民間企業ということで、これまでになかったサービスが期待はできると思います。

利活用についてですが、これオープンは4月1日からでよろしいでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） オープン、再開の時期でございますが、実は現在の運営者が3月31日までの運営を予定いたしております。その後、新たな運営者候補者による事業展開につきましては、相当のお時間をいただくものと考えております。それに向けまして、ただいま、いつ、最初の営業日として設定できるかを協議中でございます。

以上であります。

○20番（木戸岡秀彦君） 約1カ月、あと1カ月になりましたけれども、具体的な協議を行っているということですが、じゃこれ営業時間に関しても現時点では決まってないということでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） その点についても協議中ございまして、事業所と運営時間については詳細を詰めてまいります。

以上であります。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。それはわかり次第、お知らせをいただくということで認識いたしました。

この東大和ふれあい広場に関しては、東大和の魅力を内外に知っていくためにも、特産の販売を含めたさまざまなアピールができると思います。地域の商店街と連携をとりながら、市はぜひパイプ役として振興をしていただきたいと思います。

以上、今回6点に関して質問をさせていただきました。

1、防犯カメラ、2、犬のふん対策、3、公園整備、4、空き家の実態調査・適正管理、5、防災行政無線、6、東大和市ふれあい広場、全て当市の重点施策である、日本一子育てしやすいまちづくりに確実につながるものであります。東大和を元気にするため、私も全力で取り組んでまいりますので、ぜひ検討、進展できるよ

うによろしくお願いをいたします。

以上で、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（押本 修君） 次に、3番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、幼児教育無償化と保育施策について。

①幼児教育無償化による影響について。

ア、保護者負担について。

イ、食材費についての市の認識と実費徴収の方法について。

②来年度の保育園の待機児童数の見込みと解消に向けた対策は。

③保育士確保策について、対策の現状と今後の課題は。

2、小中学校のエアコン整備について。

①平成30年第4回定例会からの進捗と今後の課題は。

3、ちょこバスについて。

①運賃とシルバーバスの導入についての課題は。

②利便性を高めることについて。

ア、交通空白地域への対応の現状と課題は。

イ、高齢化が進む東京街道団地への対応の現状と課題は。

4、公園のトイレについて。

①整備の必要性についての市の認識は。

②今後の課題は。

5、性の多様性を尊重する施策について。

①公的文書、トイレ等自治体で取り組むべき施策について。

②教育現場での理解を深めるための取り組みについて。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。よろしくお願いいたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、幼児教育無償化による保護者負担についてであります。現在までの国の説明では世帯の認定区分により異なりますが、3歳から5歳までの全ての子供たちと、市民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの子供たちを対象とした保育施設利用料が無償となるもので、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策であると説明を受けているところであります。

次に、食材料費に係る市の認識と実費徴収の方法についてであります。食材料費の取り扱いにつきましては、従前の国制度では実費徴収、または保育料の一部として保護者が負担してきましたことから、無償化後も引き続き実費徴収とすることとされております。また、その方法につきましては、各保育施設で徴収すること

が考えられております。市におきましては、無償化案の国制度に従い実施していく考えであります。東京都や多摩地域各市の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

次に、平成31年度の保育園待機児童数の見込みと解消策についてであります。平成31年度における待機児童の見込みにつきましては、申請総数が減少しているものの、保育士不足の影響により受け入れ人数の縮小となっており、平成30年度の24人より増加する見込みとなっております。対策につきましては、保育士確保のための支援策を引き続き私立保育園長会と連携して進めるとともに、待機児童解消に向けた受け入れ人数のさらなる拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、保育士確保の対策と課題についてであります。保育士確保につきましては、処遇改善加算などによる福利厚生の上昇を図るとともに、保育施設に対しては人材確保などに向けた補助を引き続き実施してまいります。課題につきましては、これらの支援策を実施しても、需要に見合った人材の確保が厳しい状況にあることであるとと考えております。

次に、小中学校体育館のエアコン整備についてであります。東京都におきましては公立学校屋内体育施設空調設置支援事業実施要綱が策定され、対象経費、補助率等が定められたところであります。学校体育館へのエアコン整備を進めるに当たっては、国や東京都の補助制度を活用することで、市財政の負担軽減が図られるところではあります。なお多額の費用が見込まれております。そのため、市における財政負担が大きな課題であります。引き続き国や東京都の補助制度の動向を注視するとともに、東京都へはさらなる補助金の拡充及び期間の延長について要望し、整備に向けて前向きに検討してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、ちよこバスの運賃とシルバーパスの適用についてであります。運賃につきましては、民間路線バスの初乗り運賃に準拠することとしており、180円としております。平成31年10月に予定されております消費税率の改定に伴う動向について注視しているところであります。また、シルバーパスにつきましては、東京都シルバーパス条例に基づく制度であります。地方公共団体の委託を受けて、乗り合い旅客を運送するコミュニティバスの運行系統は適用が除外されております。このためバス協会を経由して、東京都からの補助が受けられないなど、収入の確保が課題であるとと考えております。

次に、交通空白地域への対応の現状と課題についてであります。市内に残る交通空白地域につきましては、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、地域の検討組織と市が共同でその地域にふさわしい地域交通の導入について検討していくとしております。これに基づきまして、交通空白地域であります湖畔地域と芋窪地域の検討組織と、それぞれコミュニティタクシーの導入について検討を進めているところであります。運行事業者の選定、運転手の確保、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに定める運行基準との適合などが課題となっております。

次に、東京街道団地への取り組みについてであります。東京街道団地につきましては、団地の中央を立川駅北口と久米川駅を結ぶ路線バスが運行しており、東大和市駅においてちよこバスを含む他の路線への乗り継ぎが可能となっております。このため市役所または商業施設等への移動につきましては、乗り継ぎにより既存の公共交通を利用していただくよう案内をさせていただいているところであります。公共交通のサービスが確保されている地域へのコミュニティタクシー等の導入は困難であるため、既存の公共交通を活用していただくことにより、将来にわたって持続可能な公共交通網の維持を図ってまいることが重要であるとと考えております。

次に、公園のトイレの整備についてであります。最近市内の各所にコンビニエンスストアが所在してお

り、清潔で安全なトイレが完備されていることから、以前より公園のトイレの必要性は低くなってきているものと認識しております。

次に、公園のトイレに関する今後の課題についてであります。現在市内の26カ所の公園やこども広場にトイレを設置しております。今後、施設の老朽化に伴い改築を行う場合は、ユニバーサルデザインの採用や誰でもトイレの設置等を検討していくことが必要であると考えております。

次に、性の多様性を尊重する施策についてであります。先進自治体の取り組みとして、公的届け出書類等において、法律等により書式の定められたもの以外は、性別の記載を撤廃していることは承知しているところであります。市におきましても、平成16年に性別記載のある帳票等の調査を庁内で実施し、性別記載欄の削除が可能と判断される帳票等につきましては対応してきたところであります。トイレの対応につきましては、現在LGBT当事者の方々から市への相談や要望はありません。現時点では、誰でもトイレが性別に関係なく使用いただけると認識しております。

次に、教育現場での理解を深めるための取り組みについてであります。教職員が偏見や差別等をなくし、正しい理解を深め、対応できるようにするとともに、児童・生徒があらゆる偏見等をなくす視点からの人権教育等に取り組んでおります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校体育館のエアコン整備についてであります。平成31年1月17日付、東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業実施要綱が策定されたところであります。一方、以前より、東京都から示されておりますリースを活用した空調設置に対する補助内容は、本要綱には含まれていないため、補助制度について正式には示されていないところであります。

工事またはリースのいずれにいたしましても、エアコンの整備には大きな予算を伴います。現在、情報のある東京都の補助制度を活用しても市の費用負担が大きいこと、また体育館本体の空調環境の整備、工事期間の確保などさまざまな課題があります。そのため引き続き課題の検討を行うとともに、国や東京都の補助制度の動向を注視し、さらなる補助金の拡充及び補助期間の延長について、東京都市教育長会を通じて、東京都へ要望をしております。

次に、性の多様性を尊重する施策についてであります。教育現場での理解を深めるための取り組みといたしましては、教職員に対しては東京都が主催する管理職等を対象にした研修会への参加や、教職員向けの研修冊子等を活用して、正しい理解と認識を深めるように取り組んでおります。児童・生徒に対しましては、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識、意欲、態度を育成する人権教育に取り組んでおります。また、悩みを抱えている児童・生徒に対しましては、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、児童・生徒や保護者から相談等があった場合には、当該児童・生徒や保護者の意向を十分に受けとめながら、個に応じた慎重な対応を組織的に行っております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問を行います。

まず1番の幼児教育無償化と保育施策について、まず影響についてですが、幼児教育が無償化されることは、保護者の願いでもあって歓迎するものなのですが、今回の制度では保育の認定区分ごとに違いがありますので、まずは制度の整理をしたいと思っております。保育の必要性の認定区分ごとに制度の概要を教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 今回の無償化につきましては、1号認定子ども及び2号認定子どもの全世帯及び3号認定子どもの非課税世帯の方が対象になるということでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 1号認定子どもってというのは、幼稚園に通うお子さんですね。その場合、幼稚園では月2万5,700円までが無償化の対象になるというふうになっているかと思いますが、現在市内の幼稚園でこの金額を超えるところが何園あるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 1号認定子どもを受けの必要があるのは、新制度に移行した園ということになりまして、市内では3園あるうち1園がその園となります。1号認定を受けた場合、徴収基準額は国のほうでの基準額のとおりということで、国の無償化で定めてあります2万5,700円、こちらが徴収基準額の上限となっております。ですので、保育料としての超過徴収というのはございません。ですが、しかし新制度に移行していない2園につきましては、園独自の保育料ということなので、その現在の保育料で計算をいたしますと300円から2,300円程度ですね、負担となるというふうに見込んでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 続きまして、保育園に通う2号認定子ども、3歳以上ですね。あと3号認定子ども、3歳未満についても、無償化の対象となるのは保育施設利用料、保育料というものだというふうに御答弁がありました。無償化の対象にならないものとしては、どのようなものがあるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 主な費用といたしましては、食材料費や、幼稚園などでは制服、送迎バス代などが対象外という形になります。また保育園においては延長保育料、こちらも従来どおり別途徴収してございますので、こちらも対象外ということでございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 今回の制度では認可外保育園も無償化の対象になるかと思うんですが、月額幾らまでが無償となるのか、また対象となる施設、認可外保育園ってさまざまありますので、どのようなものが入るのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 国から示されております無償化の額につきましては、認可保育園における保育料の全国平均額であります月額3万7,000円までが無償となります。また、対象となる施設につきましては、原則として指導監督基準を満たし、保育の質が確保された認証保育所やベビーホテル、事業所内保育施設などが対象となります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 当市にある認可外保育園としましては、認証保育所が1園のみであるかなというふうに認識してはいるんですが、こちら2歳までの施設なので、今回無償化は3歳以上が対象ということなんで、今回の無償化には対象にはならないというふうに思うんですが、こちらの施設の利用者に対しては、現在市が行っている補助制度があると思うんですけれども、これが今後も変わらず残るというふうに考えていいのか、確認をさせてください。また、4月から現行のさわやかサービスを、ファミリーサポート事業として拡大するという予定であるかと思うんですが、こちらも無償化の対象となるのか、あわせて確認をさせてください。

○保育課長（関田孝志君） 現在実施しております認可外保育施設、利用者支援事業につきましては、無償化の対象とならない方について継続して実施してまいりたいと考えてございます。また、ファミリー・サポート・センターの利用につきましては、保育認定子どもが利用した場合には無償化の対象となると、このように考え

てございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ファミリー・サポート・センターについては、無償で利用するためには保育認定を新たに受ける必要があるということで理解をしました。

最初にも申し上げましたように、無償化そのものは大変よいことだと思うんですけども、子供の認定区分ですとか新制度に入る施設なのかどうか。対象や金額に違いがあって、そもそも保育の認定を受けてない場合にはこの無償化の恩恵がないということで、新たな格差を生むことになるのではということ指摘している専門家の方もいらっしゃるようです。

続きまして、内閣府の子ども・子育て会議の中でも特に議論となった食材費について伺います。

イのところなんですけれども、食材費、主食費と副食材費というふうに分かれてると思うんですが、この取り扱いについて現行制度ではどうなっているのか、こちらも認定区分ごとに教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 現在は1号認定子ども及び幼稚園等においては、主食費、副食費ともに実費負担と。2号認定子どもにつきましては、主食費は実費負担、副食費は保育料に含むという考えになっており、3号認定子どもにつきましては、主食費、副食費ともに実費負担はございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 1号認定子ども、幼稚園のお子さんは、主食費、副食費ともに実費負担となっていて、給食のない園ではお弁当を持っていくというのも一般的ではないかなと、現行そうなってるというふうに思います。

2号認定、3号認定の保育園を利用しているお子さんについては、2号認定、3歳以上の方については、主食費が実費負担、副食費は保育料に含まれているということでした。

3号認定、この3歳未満ですね、ゼロ・1・2歳の食材費は、主食費、副食費ともに保育料に含まれている、実費負担はないということだったと思うんですけども、この保育施設における給食の提供というのは義務なのか、任意なのか確認をさせてください。

○保育課長（関田孝志君） 保育園におきます給食の提供につきましては、児童福祉法に照らすと給食設備や調理員の配置が必置であるということから、給食の提供は行うものと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保育園では、今御答弁ありましたけど、給食設備や調理員の配置が必置ということですので、給食は保育の一環であるという、そういう理念に基づいて、これまで少なくとも副食費については、公定価格に含まれていたということになるかと思います。国は副食費については、これまでも保護者が保育料として負担してきたのだから、この考えに変わりはないというふうに言ってるようなんですが、保育料に含まれているということは、応能負担であるということになるかと思います。給食というのは保育の一環であって、食育というのは保育の中でも特に重要な役割を果たすものだというふうに考えれば、今回の無償化で、私は同様に無償とされるべきだと思うんですけども、この点について市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 副食費につきましては、無償化に伴い減免の範囲を拡大するというようにしてございます。無償化後も、低所得者には配慮した負担をお願いするというふうに認識してございます。

市といたしましては、食材料費等の考え方につきまして、無償化後の国から示された考え方に従い、実施してまいりたいと考えておりますが、東京都、多摩地域各市の動向を注視し、対応してまいりたいと考えてござ

います。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 繰り返しになりますけど、給食は私は保育の一環だと思いますし、保育における食育の重要性というものは、昨今問題となっている子供の貧困や虐待といった視点からいっても、保育からは切り離せないものだというふうに思います。現行でも実費負担となっている延長保育だとか送迎バスといったものとは明らかに性質が違うもので、食べるという人間の基本的な営みだというふうに考えるんですが、給食が保育の一環であり、重要な一部だということについての、その点について市の考えを教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 保育指針の中で、食育の推進について示しております。このことから子供の健全な成長においては重要な役割があると、このように考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 2号認定子どもの主食費については、現行では実費徴収、または主食持参というふうになってると思います。東京都では、都が全額この部分、負担してるので、現在保護者の負担はないんですけども、これが無償化でどうなるのか、東京都の動きなどをつかんでいけば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 東京都からは、食材費に係る都制度の通知等は、現在のところ届いていないという状況でございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 少なくとも主食費については、今後も東京都の補助が続くように、市からも強く要望を上げていただきたいというふうに思います。

それで、実際に実費徴収される金額についてなんですが、国が示している主食費、副食費が今幾らというふうに設定されてるのか教えてください。また、国の示している金額をもとに、各園で各施設が金額を決めて変えていいものなのかどうかについても確認をさせてください。

○保育課長（関田孝志君） 食材料費として、月額、主食費が3,000円、副食費が4,500円、計7,500円となります。金額については、現段階では各施設一律の金額を基本とするというふうに国から説明を受けているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 現在、保護者が負担している保育料というのは、所得によってその階層が決められていて、それで応能負担というふうになってると思うんですけども、その階層によっては保育料は無料になっても、新たにこの食材費が実費徴収されることによって、これまでよりも負担がふえてしまうっていう、そういう世帯が出てくる可能性があるというふうに思います。主食費は今後も東京都の負担があると仮定した場合、副食費のみ保護者負担という場合と、この無償化で東京都の負担がなくなって主食費、副食費ともに保護者負担となる場合、それぞれ現在のこの保育料の負担よりも重くなってしまう可能性のある世帯の数を、保育料の階層区分ごとに教えていただきたいと思います。

○保育課長（関田孝志君） 試算ではありますが、今後も東京都の負担があると仮定した場合には、負担がふえる方はいないというふうに考えてございます。都の負担がないと仮定した場合には、3歳以上で保育料額が7,500円未満の方の負担がふえることとなります。それをさらに試算しますと、平成31年2月1日現在の保育料をもとにということと計算いたしますと、A階層が21人、B階層が102人、C階層が19人、C2階層が31人、D1階層が5人、D2階層が18人、D3階層が11人、D4階層が2人、計216人となります。

なお、D1階層以上の方につきましては、兄弟在園等で保育料が減額になっている方、こちらの方については負担増というような形になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○保育課長（関田孝志君） 1件訂正を、申しわけございませんが、させていただきます。

先ほど申し上げましたA階層21人と答えましたが、正確には28人でございます。まことに申しわけございませんでした。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 現在保育料のほうは第2子が半額で、第3子以降は無料という減免制度もあるんですけども、食材費について同様の減免制度はあるのでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 現段階の国の説明では、第3子につきましては副食費が無料とされておりますが、第2子については特段触れられてございませんことから、減額制度の適用はないものと考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） そうしますと、例えばD1の階層の方の保育料は、保育標準時間のほうで6,530円というふうになつてくると思うんですが、例えば5歳と3歳のお子さんがある場合、保護者の負担する金額というのは、無償化スタート後で現在と比べて幾らになるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） D1階層で、市民税所得税割額が5万7,700円以上の世帯という家庭で申し上げますと、無償化後については食材料費が1人当たり7,500円となるため、2人で合計1万5,000円となります。ですが、現行の保育料では第一子が6,530円、第2子が半額の3,260円ですので、合計9,790円となり、5,210円の負担がふえるというふうに見込んでいます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保育料そのものは無償になっても、結局、新たに食材費の実費徴収というのが発生することによって、世帯によっては現在よりも負担が重くなってしまうという世帯が、先ほどちょっと試算でも出していただきましたけれども、一定数、出てしまうということになるかと思えます。無償化なのにこの負担がふえるっていうのは、保護者に見たらとても納得できるものではないというふうに思えます。食材費の扱いについて、他の市でもいろいろ考えがあるようなんですけれども、他市でどのような動きがあるのか、市でつかんでる情報があれば教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 各市の状況につきましては、当市と同様に東京都や多摩地域、各市の動向を見ながら検討するという動きになっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市部、東京都、都内の市部で、市でこの食材費の負担をするというふうなところも出てきているというふうには聞いていますので、当市でもぜひ新たに負担がふえるということのないように検討をしていただきたいというふうに思えます。

先ほどからも言ってますけれども、給食は保育の一環であり、私は保育料同様に無償化されるべきというふうに考えますので、具体的にできることとしては、例えば食材費の第2子減免を設けるということですか、例えば実費負担がもとの保育料を超えてしまう、さっきのようなケースの方に差額を市が負担するというようなことなど、超えてしまうケースの方だけに差額を負担するのであれば、全員の食材費負担するのに比べれば大分経費としては低くなると思いますので、この無償化によって保護者負担がふえるというような、こういうことのないようにしていただきたいということを強く要望いたします。

続いて、この実費の徴収の方法についてなんですが、各園で徴収するっていうことが考えられているということなんですけれども、これによって園の事務作業がふえて、今でも保育士の保育園の負担というのはかなり問題になってるんですけども、これがさらに重くなるっていうことが懸念されますが、この点について市の認識を伺います。

○**保育課長（関田孝志君）** 保育園においても、新たな事務負担は生ずるものというふうに考えてございます。既に延長保育料の徴収を実施しておるところの中で、徴収の係る事務についてはノウハウがあるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 今よりも負担が重くなる家庭も出てくるという中で、しかも年度の途中からこの負担が重くなるということになりますので、その後、当然支払うのに苦慮する、払えないっていうような御家庭も出てくる可能性があるのではないかとこのように思います。

この滞納に対する対応ですとか、また昨年、12月28日に関係閣僚合意というものをされた制度の具体化に向けた方針の概要っていう資料があるんですけども、この中では、今後、無償化に合わせて副食費を実費徴収化するに当たり、食材料費の見える化を図るということも、この中で示されています。保護者からすれば、当然今まで保育料に含まれていた食材費が実費負担として園に払うということになると、今まで以上にこの給食に対する意識っていうのが高まるのではないかとこのように思います。

例えば夏休みですとか、保育園の場合は学校と違って一斉にお休みになるわけではなくて、御家庭によっては長く休む子もいれば、夏休みでも土曜日を含めて、もう毎日毎日、保育園に行くという子もいると思いますので、保護者から食材費を日割りで計算してほしいというような要望が出てくるのではということをお心配している現場の声もあるようです。

また、内閣府の子ども・子育て会議の中では、実際に出た意見として風邪等で休んだ分の給食費を返してほしいなどの保護者の新たな要望に応える必要がある。また、未納の対応について、既に保育現場からは不安の声がたくさん上がっているというような意見も出ているようです。こうした対応も含めて、園の負担が重くなるってことは明らかだと思いますので、この実費徴収、市で徴収するというのも考えられるのではないかとこのように思います。

○**保育課長（関田孝志君）** 事務負担につきましては、市と市が担う事務と保育園が、各園が担う事務、こちらについては適切に役割分担をして進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**3番（上林真佐恵君）** 現在、園長会等ではどのような要望があるのでしょうか。

○**保育課長（関田孝志君）** 無償化による園への具体的な影響について、詳細までは説明には至っていないという状況ではございますが、市で把握している情報については適宜情報提供し、園長会とは共有を図っていると

ころでございます。その中で園長会からは、要望として特段出ているものは現在のところはないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） まず園からの要望を丁寧に聞いて、柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。保育料が無償になったにもかかわらず、食材費を新たに負担しなければならないということになると、保護者に見ればやっぱり無償化の実感というものが薄れてしまうと思います。先ほど御答弁ありましたけれども、保育所保育指針にも食育の大切さということが書かれていることから、食育は教育の根幹であるというふうにも考えます。幼児教育無償化というのであれば、私は1号認定のお子さん、幼稚園での通うお子さんの食材費も含め、全て無償化にするべきだと思うんですが、市としても保護者が十分に無償化を実感できるように取り組みを要望いたします。

続きまして、②の待機児童数の見込みのほうに移りたいと思います。

まず申請総数と受け入れ定員ですね、受け入れ枠についてそれぞれ人数を年齢ごとに教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 平成31年4月入園の一時申し込みの状況で申し上げますと、ゼロ歳の申請が176人、受け入れ可能人数が178人、1歳の申請が197人、受け入れ可能人数が149人、2歳の申請が73人、受け入れ可能人数が48人、3歳申請が62人、受け入れ可能人数が47人、4歳申請が8人、受け入れ可能人数45人、5歳申請2人、受け入れ可能人数46人となっております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。やはりまだ受け入れられる人数よりも、申し込み数が特に低年齢で多いという現状があるというふうに思います。現在予定している受け入れ人数拡大の見込みについて、開園の時期、いつから受け入れ可能なのかっていうことの見込み等も含めて教えていただければと思います。また、公有地を活用した認可保育園の整備についても、いつから開園できるかなど時期の見込みなど進捗を教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 今後、御議論いただきます平成31年度の当初予算案に計上しております谷里保育園の増築により、平成32年4月から定員11名増を見込んでございます。また、水道局用地につきましては、現在調整を行っており、円滑に進めば平成34年度以降に開園ができる見込みというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 引き続き、開園に向けて迅速に進めていただきたいというふうに思います。

幼児教育無償化への期待から潜在的な人数というのは、やはり掘り起こされるというふうに、これは誰もが予想するところだと思いますけれども、本市としていつごろまでに何人受け入れられるようにしていくのか、この受け入れ人数や施設数の目標など市の整備目標を教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 今現状、3歳以上の受け入れ人数につきましては、幼稚園を含めた保育施設では充足できているという状況でございます。3歳未満の受け入れ人数につきましては、今後のニーズ調査での調査結果などを踏まえ、検討していく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ニーズ調査については、まだ現在集計中だと思うんですが、これいつごろ結果が示されるのか教えてください。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 現在調査結果の集計と分析中でございます。公表につきましては、こと

しの4月上旬を目途として考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 幼児教育無償化の影響で、保育園のニーズっていうのがふえることは間違いないだろうというふうに思います。しかし、それで肝心の保育園に入れなくなると、これ保育料が無償化になるだけに、保育園に入れた人との不公平感というのは今でも、今よりもさらに強くなりかねません。ニーズ調査の結果を踏まえて、市の整備目標を明らかにするとともに、1日も早い待機児童解消を改めて要望いたします。

続きまして、待機児童解消とも深いかわりのある③の保育士確保策について伺います。

この間、市でもさまざま保育士を確保するための努力をされてると思うんですが、今年度行った対策の成果について市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 処遇改善加算などを的確に実施し、保育士等の実質的な賃金増につなげるとともに、保育士の宿舍借上事業や、保育士等駐車場確保事業など、側面からの支援を継続実施し、一定の成果が上がっているものと考えてございます。また、平成30年度7月と1月に私立園長会と面接会を開催し、市内の保育園で10名以上の保育士等の採用につながっているということでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） では、来年度に向けた市の取り組みと待機児童を解消するために市としてあと何人ぐらい保育士が必要と考えているのか、教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 平成31年度予算案におきまして、保育士確保に向けた施策を引き続き実施するとともに、私立保育園長会との面接会の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、必要保育士数につきましては、現在の定員と受け入れの関係を勘案して、定員を確保するためには、おおむね8人以上、さらに受け入れを拡大して実施する場合には、それ以上の保育士が必要ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保育士の確保策については、これまでも何度かこの一般質問でも、私、取り上げていますがけれども、保育士資格を持つ方はたくさんいるんだけど、保育士になる方がいないというこの現状ですね、この原因等、それどうすれば解決できるのかという点について市の認識を伺います。

○保育課長（関田孝志君） 確保に向けましては、賃金のみならず直接的な保育以外の準備や事務に要する業務等、煩雑な労働環境にも問題があると一部報道で耳にしております。これらのことから、賃金改善と並行して働きやすい職場環境の整備が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私もそのように考えます。保育士の仕事は、ただ単に子供を預かるという仕事ではなくて、子供の発達を支える高い専門性が必要とされる職業です。同時に幼い命を預かるという重い責任も伴う専門職であって、子供を育てたことがあるからとか、子供が好きだからというだけではなれない職業だというふうに思います。にもかかわらずその賃金が低過ぎること、御答弁にもあったように保育以外の保育の準備ですね、子供にかかわる時間以外に次の保育の準備であるとか事務作業、また会議や研修等の時間が労働時間に位置づけられてないために、残業や家に持ち帰っての仕事が当たり前になってしまっているという、この労働環境が大変苛酷なために保育資格を持っていても、保育士という職業を選ばない人がふえてしまっている。このことが保育士を確保できない原因だというふうに思います。保育士の賃金の大幅なアップとともに、この労

働環境を改善するっていうことについては、国が定める公定価格、これを抜本的に改善することが必要不可欠だと思うんですけども、ぜひこれ地方自治体からも声を上げていくことが大切だというふうに思います。市として、この間、市長会等で要望していることがあれば教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これまでも子ども主管部長会から市長会を通じまして、国や東京都に保育士等の公定価格やキャリアアップ補助の単価をさらに充実させること、保育水準や質の維持向上を図ったキャリアアップ制度などの構築につきまして要望しておりまして、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、引き続きお願いしたいと思います。同時に市としても、市内で働く保育士さんの賃金を独自にアップさせるということや、労働実態を把握して適切に支援をしていくことが必要だと思うんですが、現在どのような取り組みを行っているか教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これまで実施してまいりました保育士の処遇改善に係るさまざまな施策のほか、各保育園に対しまして、保護者へのお便りや成長の記録、午睡のチェックなど、ICTを活用いたしました電子化の推進や、保育補助者の配置など、保育士の働きやすい環境整備の取り組みを図っているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 市が責任を持って、市内で働く保育士さんの労働環境をよくしていくということが求められるというふうに思います。今後どのようなことに取り組んでいくかということについても伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 今後これまで実施してまいりました保育士不足解消に係る市の施策につきましては、保育士確保に資する有効なものであったと評価しております。今後も保育園を通じまして、現状の施策を適切に実施してまいるとともに、私立保育園園長会と情報共有を図り、保育士の確保に資する有効な施策について研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 保育士資格を持つ方々が保育士として働きたいと思えるよう、また現在保育士として働いている方々が今後も働き続けられるよう、賃金の大幅アップ、また保育士の配置基準の見直し、準備や事務、会議、研究の時間を保障するといった国による抜本的な対策というのは、もう絶対に必要だというふうには思うんですけども、しかし国がこの対策を講じるのを待つのではなくて、市としましても、先行して市内で働く保育士さんの処遇改善を行うということが求められていると思います。引き続き、今さまざま取り組みについて教えていただきましたので、引き続き対策を要望いたしまして、この項については終わりにさせていただきます。

続きまして、小中学校のエアコン整備についてですが、代表質問でも御答弁があったんですけども、東京都の補助制度の中にあるリースの活用、これまだ詳細が明らかでないというために、それぞれ国の制度、都の制度、国の制度も何種類かありますので、比較検討しているというふうに理解をしました。前議会で緊急防災・減債事業債について御提案をしたんですけども、こちらについてはその後、検討はされたのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 空調機の設置につきましては、現在検討段階ではありますが、財源は国や東京都の補助を、まずは第1に検討しております。しかし、仮に補助が見込めないなど、全額市負担となる場合には、改めてこの緊急防災・減債債も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 国の臨時特例交付金については、前議会でもちょっと御紹介したんですが、普通教室等の全国を見ると教室のエアコン整備もまだ進んでないということで、そちらのほうで使い切ってしまうのではというようなことも御紹介したとおりです。対して、この緊急防災・減債事業債については、起債の充当率100%で、元利償還金の70%が交付税措置されるという仕組みであって、市の実質的な負担が30%になるというものですので、こちらについても引き続き御検討をお願いしたいというふうに思います。

続いて、市で整備する場合とリースを活用する場合、それぞれのメリットとデメリットを教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 工事方式の場合は、国や東京都の補助対象となっておりますが、初期投資が大きくなる場合があります。また一方、リース方式では初期投資を抑えられ、費用の平準化が図れますが、国庫補助の対象外となります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） では、工期についても違いを教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 市で整備する工事では、設計委託を行いますことから、設置までに2カ年度を予定しております。一方、リースでは設計も含めて行うことから、単年度で設置できると考えております。いずれにおいても、工期につきましては、学校に影響の少ない夏季休暇を中心に実施する計画になるものと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） それぞれメリット・デメリットがあるんだということがわかりました。

市で整備する際の負担額について、概算で構いませんので大体どのくらいの金額を見込んでるのか、具体的に幾らという見込みで構いませんので、教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 東京都の補助上限単価の工事費のみで試算いたしますと、負担額は4割以下となるところでございますが、事業者から概算見積もりをとりましたところ、東京都補助上限単価を超えておりましたことから、その超えた差額分、それとまた設計費、また機器の維持費も含めて試算いたしましたところ、全体事業費の2分の1以上が市負担となるところでございます。

なお、現時点で現地調査や設計を行っておりませんことから、概算見積もりには大きく幅を持ったものとなっております。このようなことから整備計画が作成された際には、設計を進めて精度を高めてまいりますことから、具体的な金額は現時点では控えさせていただきます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） はい、わかりました。

代表質問に対する御答弁では、補正予算での対応も含めて前向きに検討するということでしたが、他市の動向についても教えていただければと思います。

○建築課長（中橋 健君） 26市の動向になりますが、こちらにつきましては設置の対象、また設置の年度、またリースの活用など、自治体により計画はさまざまではありますが、設置に向けて検討を始めている、または予算計上を見込んでいる自治体もあると認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 前議会でも要望しましたがけれども、先日また北海道で大きな地震がありました。3月11日が近づいて、東日本大震災を経験した方は、誰でも防災の大切さ、事前に備えるということの重要性をか

みしめているというふうに思います。6月の補正予算での対応で、小中学校体育館へのエアコン整備に一步踏み出していただくということを、改めて強く要望いたしまして、この項については終わりにさせていただきます。

続いて、3番のちょこバスについて。

まず、運賃とシルバーパスの導入について伺います。

市長の御答弁で、消費税率の改定に伴う動向について注視しているところであるということでしたけれども、例えば民間路線バスの初乗り運賃が値上がりした場合、ちょこバスについても運賃が値上げになるというふうになるのでしょうか。教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバスの運賃につきましては、コミュニティバス等運行ガイドラインで、民間路線バスの初乗り運賃としますと規定しております。なお、運賃につきましては、地域公共交通会議の協議事項となっておりますので、改定する際は協議が必要と考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） より多くの方に乗ってもらうために、市としても取り組みはされているというのは認識してるんですけども、やはりこの運賃が180円になって、以前より乗る回数が減った、余り乗れなくなってしまったという声が届いております。より身近な乗り物として気軽に乗っていただくには、やはり運賃というのはすごく大きな要素だと思いますので、100円に戻すべきだということは、これまでも要望してきたところなんですけれども、市としてはどのような条件がそろえば、100円に戻すことも可能だというふうに考えているのか教えてください。

○都市計画課長（神山 尚君） まず180円の運賃の改定の考えでございますけど、こちらにつきましては他の路線バスと同様に駅前に乗り入れていることや、路線バス利用者との整合性、並びにちょこバスを収支の面から持続可能な公共交通としていくために実施した、設定したものでございます。

100円運賃の場合、現在より一定の乗客の増加は見込まれるものの収支の悪化は必至であります。また増加する乗客の中には、路線バスからちょこバスに転換してくる方々も見込まれ、市内のバス交通網への影響が考えられます。このようなことから、100円運賃というのは検討しておりません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） やっぱり市が運行するちょこバスっていうものなので、よりやっぱり気軽に、より多くの市民の皆さんに乗っていただけるってことが、私は一番重要なことなんではないかなというふうに思いますので、この件について、ぜひまた考えていただければというふうに思います。

180円のまま、路線バスと同じであるなら、せめてシルバーパス導入すべきだということを、この間も要望してきたわけですけども、市独自でシルバーパスを導入した場合、500万円ほどでできるということも、12月の建設環境委員会の中で御答弁がありました。高齢者が気軽にまちに出でいけるようにするためにも、必要な施策であるというふうに考えます。また、高齢者が免許を返納した後、家の中にちょっとひきこもりがちになってしまうというようなお話も聞いています。こういうことを防ぐためにも、シルバーパスの適用というのは非常に有効だと思います。改めてシルバーパスの導入を強く要望いたしまして、②のほうに移ります。

この利便性を高めることについて、交通空白地域への対応といたしまして、湖畔地域、芋窪地域の件について御答弁ありましたけれども、もうちょっと詳しく進捗を教えてください。

○都市建設部副参事（内藤峰雄君） 湖畔地域につきましては、運行ルートの調整が整ったところであります。

今後、地域の検討会の皆様及び関係者との協働により、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに定める運行基準に即した運行計画、事業計画を作成し、東大和市地域公共交通会議への協議を経まして、平成31年度中の試行運行の着手を目指して取り組んでまいります。また、芋窪地域につきましては、現在工事中であります都市計画道路3・5・20号線の供用開始後に、ルートについての最終調整を予定しております。その後、地域の検討会の皆様及び関係者との協働により、運行計画、事業計画を作成し、試行運行の実施に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） わかりました。ありがとうございます。

続きまして、イの高齢化が進む東京街道団地への対応についてなんですが、この当該団地の住民の方々からは、以前あったちょこバスのバス停が遠くなってしまった、場所が変わったということについて、大変不便になったと、ちょこバスが使えなくなったという本当に多くの声をいただいています。高齢者の方にとって、たとえ数十メートルであってもバス停が遠くなることは、やっぱりそのバスを使えなくなるということになると思うんですけれども、市の認識を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 市内の高齢者全般としてでございますけど、バス停はできるだけ近くにほしいという思いがあるのではないかと認識してございます。特にバス停から300メートル以上離れた交通空白地域の高齢者につきましては、その思いが強いのではないかとというふうに考えております。市といたしましては、地域の皆様と協働で、こういった交通空白地域の解消に取り組んでいるところでありますが、東京街道団地につきましては、団地の中央を路線バスが運行しております、交通空白地域とはなっておりません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 市のガイドライン上では、空白地域とはしていないということなんですが、実際、高齢者が多い地域で、交通に御不便してる地域であるというふうに私は認識をしております。市長答弁の中で、一度東大和市まで路線バスで行って、乗り継ぎをするように御案内をしてるというようなことだったんですけれども、高齢者にとっても乗り継ぎってということも、かなり大変であるというふうに思います。乗り継ぎについては、東京街道団地にお住まいの比較的若いといっても60歳を超えるような方ですけれども、こういう方からも乗り継ぎについては、もう大変不便だという声がありますが、この点について市の認識を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 公共交通サービスにおきまして、市内の全ての移動を乗りかえなしで行うことは不可能でございます。ちょこバスを例にとりましても、往復ルートと循環ルートの乗りかえというのを前提としております。タクシーと異なりまして、バス交通は乗り継ぎも前提として成り立っていることを御理解いただければと思います。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 東京街道団地の比較的バス停に近いところにお住まいの方からは、便数が少ないために乗れないという声も届いております。例えば市役所に行くときはちょこバスに乗っていても、帰るときにちょうどいいバスがないので乗れなくて、結局は乗らないのよねってというようなお話でした。若い方であれば、図書館などでちょっと時間を潰すってようなこともできると思うんですけれども、高齢の方がちょこバスのバス停から図書館まで行って戻ってると、それぐらいの距離でもやっぱり大変だなというふうに感じる方は多くいらっしゃると思いますので、バスの便数をふやしてほしいという要望も大変多いと思うんですが、その点についての市の認識を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） ちょこバスの増便を求める声は、市のほうにも届いております。また便数がふえれば、利便性も増すものというふうに認識しております。しかしながら、仮に1時間に2便とした場合に、乗客が倍増したといたしましても、市の負担額も倍になってしまいます。また、バスの台数もふやす必要があります。さらに運転手の確保も必要となってきます。バスの増便には、さまざまな課題があるものというふうに認識しております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） さまざまな課題があるということはわかったんですが、これらの課題を一つ一つ解決し利便性を高めること、高齢化が進む東京街道団地のお住まいの皆さんには、この地域には特に対策しているのが求められると思うんですが、具体的な展望について伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 市の考えでございますけれど、現在のちょこバスの路線を、基幹的な路線として持続させ、また市内に残ります交通空白地域につきましては、住民の皆様と協働で、地域にふさわしい交通を検討し、これを基幹路線としてのちょこバス路線につないでいく。そして市内の路線バスとともに交通ネットワークを形成していくと、こういったことを目指しております。そのためには、まずちょこバスの利用促進に努めながら収支を安定させて、持続させていくということが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 利便性がないと、便利じゃないと乗らないということはあると思いますので、やはり利便性を高めるというのは大変重要であるかというふうに思います。とはいえ、ちょこバス、バスですので、タクシーではありませんので、市民の皆さんも市内を自在に好きなときに移動するって、そこまで求めているわけではないというふうに思います。ただ高齢者の方にとって、現状、便利で気軽に乗れるっていうものではなくなくなってしまっているということがあるというふうに思います。ちょこバスのこのパンフレットを見ますと、ちょこっとお出かけ、ちょこっと小さめっていうところから名前をつけたというふうに書いてあります。せっかくのちょこバスですので、もっと市民の皆さんの便利な足となるよう、繰り返しになりますけれども、運賃の値下げ、シルバーパスの導入を含めて、高齢化が進む地域には市の責任でコミュニティタクシーを導入するなど、こういった対策を要望いたしまして、この項については終わりにいたします。

続きまして、4番の公園のトイレについて伺います。

整備の必要性についてなんですが、ただ公園のトイレについて、市民の皆さんからどのような要望や御意見があるのか教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 公園に特化したものではございませんが、市長の手紙の中に、市内にトイレつき簡易休憩所、これらを新設してほしいという御要望が、高齢介護課のほうにあったと聞いております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 今、至るところにコンビニがあるという御答弁でしたけれども、小学生だけでコンビニのトイレを借りるというのなかなか、学校で低学年は子供だけで買い物に行かないようにというような、こういうルールなんかも、ルールというか、そういうふうに言われてるってこともありますし、どうしてもいざってときは仕方ないかなというふうに、大丈夫だとお店の人も快く貸していただけるというふうに思うんですが、お店のトイレだと子供だけで気軽に使えないってことを考えても、特に放課後、多くの小学生が利用している公園にはトイレが必要だというふうに考えるんですが、市の認識を伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 低学年のお子さんについてでございますが、まず移動距離がそう遠くはないことか

ら、通常は自宅を利用させていただいてるものと考えております。また、それ以上の年齢の小学生のお子さんにつきましても、通常は児童館とか図書館、公民館、体育館等の公共施設とか、それから最近、大型商業施設でございますので、そちらのトイレを利用させていただいているものと考えてございます。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 小学生、放課後、トイレ、トイレとかがって道路を走ってる子とかも見たことあって、それはそれで危ないなというふうにすごく思うんですけど、未就学の親子連れの方なんかでも、小さいうちで急にトイレに行きたがる、親が、トイレ、大丈夫って言っても、大丈夫だよって言うのに、突然外に出るとトイレに行きたがるというようなことも多々あるかというふうに思います。市内の全ての公園にトイレを整備するってことは困難だというふうに思うんですが、ある程度この地域ごとのバランスも考えた整備をすることが求められてると思いますが、この点について市の認識を伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 先ほど御答弁申し上げましたように、公共施設とか大型商業施設のトイレが利用できること、また市長答弁のほうで申し上げましたように、最近、コンビニエンスストアのトイレがお借りできることもございますので、これ以上、公園等にトイレを設置することは現在考えておりません。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） では、今後の課題というところに移っていきたいんですが、市内26カ所の公園には子ども広場にトイレがあるということなんですけれども、この場所がどこになるのか教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） トイレが設置してある26カ所の場所でございますが、公園とか駅の広場とかございますが、まず鹿島公園、それから市立狭山緑地、中丸西子ども広場、下立野林間子ども広場、芝中央公園、蔵敷東子ども広場、高木子ども広場、上北台公園、中北台公園、立野西公園、立野南公園、立野中央公園、桜が丘子ども広場、玉川上水駅前広場、桜が丘市民広場、桜が丘一丁目公園、東大和市駅前広場、向原西公園、清原西公園、上仲原公園、上新堀公園、鹿島休憩場、清原南公園、向原中央公園、清原北公園、立野東公園の26カ所になります。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 詳細にありがとうございます。この場所を地図で確認してみますと、立野や桜が丘、清原地域というのは比較的トイレのある公園が多いように見受けられるんですけども、対して中央の東側とか仲原、奈良橋、狭山、清水のあたりの公園には、トイレがほぼほぼないのかなというふうな状況になってるんですけども、地域によってなぜこういう偏りがあるのか、その背景について教えていただければと思います。

○環境課長（宮鍋和志君） 偏りがあるということですが、経緯でございますが、過去において公園施設を設置する際には、一般的にトイレを設置しておらず、その後の地域の要望等に応じて、後から設置したという経緯がございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） この少ない地域、結構固まってるんですけども、この地域にどういう対応をすることについて、市の認識を伺います。

○環境課長（宮鍋和志君） 過去に先ほど申し上げたような、後からつけたという経緯がございますが、大分最近、先ほど申し上げましたとおり、上記26カ所のほかに、公民館、市民センター、図書館等の公共施設もあり、また市長答弁で申し上げましたように、コンビニエンスストアのトイレをお借りできるという状況もござ

いますから、これ以上、公園等にトイレを設置することは考えてございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ただ、このない地域っていうのを地図で見ると、中央1丁目、2丁目のあたり、仲原、狭山、清水というふうな地域ですと、公民館や児童館、図書館もない地域というふうになっています。特に固まってない地域っていうふうになってると思いますので、ぜひ計画的な整備を要望したいというふうに思います。

市長答弁の中で、施設の老朽化に伴う改築の際には、誰でもトイレ等を設置していくということで、これとても大切な視点だというふうに思います。これ、ぜひ進めていただきたいのですが、現在改築が検討されている施設というものはあるのでしょうか。

○環境課長（宮鍋和志君） 現在、市立狭山緑地の管理事務所を整備中でございます。こちらにつきましては、誰でもトイレを整備中でございます。それ以外には、現在改築を検討しているトイレはございません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 昔と比べると、今コンビニもたくさんありまして、いざというときは借りられるっていうふうになってるとはいえ、やっぱり子供だけで気軽に、また結構どやどやと何人かで行くっていうのはどうなのかなっていうこともありますので、保護者の方から放課後、子供たちが遊ぶ公園にトイレが欲しいという声を聞いております。ぜひ、この特にない地域については計画的に整備をしていただきたいということを要望したいと思います。ぜひ、前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

この項目については以上です。

続きまして、5番の性の多様性を尊重する施策について伺います。

まず公的文書、トイレ等自治体で取り組むべき施策についてなんですけど、平成16年度に性別記載のある帳簿等の調査を行ったということですが、この件についてももう少し詳しく教えてください。また、今後の取り組みの展望についても教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 平成16年度に取り組んだ性別記載のある帳票等の調査内容でございますが、庁内の性別記載欄のある帳票等のうち、約40%が性別記載欄の削除が可能という調査結果でありました。この調査結果に基づき、各課において削除可能と判断した帳票等の性別記載欄については、対応をしたと認識しております。例えば市民部では、書類等について、法律等により書式の定められたもの以外で性別の記載を求めているものは現在のところございませんが、平成16年度以降、全庁的に確認はしておりません。今後はまずこうしたことの確認作業が必要であると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 前回の調査から10年以上たっているということで、新たな確認作業が必要だという御答弁だったかと思いますが、これいつぐらいの、いつごろまでにとか、いつぐらいにこの確認作業をしていくことが可能なのか教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 性の多様性、あるいは男女共同参画の視点から、性的マイノリティーへのさまざまな対応の一つとして、再度、書式の取り扱いについて全庁的な確認が必要であると認識しております。また、平成31年度から32年度の2カ年をかけまして、東大和市男女共同参画推進計画を見直す予定になっております。この見直しの中で、御指摘の事項がどう位置づけられるか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ぜひ、前向きな御検討をお願いいたします。

全ての文書を一度に確認するとなると労力も必要だと思わなければならないけれども、例えばその各文書の更新のタイミングで見直していくというような手法も考えられると思いますので、ぜひ柔軟な御対応をお願いいたします。

続いて、トイレについてなんですが、誰でもトイレの整備というのは言うまでもなくとても重要だというふうに思います。心と体の性が違うトランスジェンダーの方々にとって、トイレ一つとっても大変深刻な問題であるというふうに、当事者の方々からの聞き取り調査でも明らかになっています。この誰でもトイレというのは、トランスジェンダーの方だけではなくて、子連れの方や車椅子や、内臓の障害をお持ちの方など、さまざまな方が使いやすいというふうに思いますので、公共施設で誰でもトイレを積極的にふやしていくことが、今後求められると思いますが、市の認識を伺います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 今後、各公共施設におきまして、既存設備の更新ですとか、大規模改修、そういった際には、東京都の福祉のまちづくり条例等にのっとりまして、誰もが快適に利用できる、また使いやすいトイレ整備を進めることが重要だと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

続いて、同性愛者のカップルに法的にカップルであることを証明するパートナーシップ証明について、当市での検討状況を教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 現在のところ渋谷区や世田谷区などの先駆的な取り組みについて、情報収集及び研究に努めているところでございます。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 性的に少数者であるというがために、多数者の方々と同じ権利がないということに今なってると思います。このマイノリティーの方々に、多数者の方々と同等の権利を保障するというそういう点、権利を保障するという点で、このパートナーシップ証明ですね、当然必要なことだというふうに考えます。当事者の方々からの要望も大きいところだと思うんですけども、なぜこのパートナーシップ証明が必要とされているのか、その理由について市の認識を伺います。

○地域振興課長（大法 努君） 例えば、戸籍上の家族ではないことを理由に、病院での緊急時の面会を断られたり、賃貸住宅の入居を断られたりする事例があるということは承知しております。法的拘束力はないものの、結婚に相当するパートナーとして認められることで、性的多数派の方々が当たり前保有する権利と同等の権利を、少しでも保持することができる機会につながる取り組みであると認識しております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 私ちょうど2年前にも、性的マイノリティーの方々の権利保障ということで、質問で取り上げてるんですが、この性の多様性を尊重するための取り組みとして、一つには多数者と同等の権利を保障するための環境や法整備をすること。

もう一つには、性の多様性に対する理解がまだ十分には進んでないために、当事者に対する偏見や差別があるというこういった現状があって、理解を深めることが必要であるという、そういう認識を2年前に市とも共有できたというふうに考えてるんですが、その点についての認識に変わりがないかどうか、念のため確認をさせてください。

○地域振興課長（大法 努君） 偏見や差別を形づくる阻害要因を取り除くためにも、正しい知識の普及や性の

多様性についての理解促進が必要であるとの考えに変わりはありません。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 性的マイノリティーの方々に、多数者の方々と同等の権利を保障するための環境や法整備を積極的に進めていくってことが、この法整備を進めていくってということが、同時に性の多様性を理解するということにもつながるといふふうに思うので、パートナーシップ証明、当市でも行えば、市民に対する理解を深めることにもつながっていくといふふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（大法 努君） 市といたしましては、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすための理解を深める取り組みを進めていくことが、まずは必要であるといふふうに認識をしております。パートナーシップ証明の発行に関しましては、先駆的な自治体の取り組みについて、調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 前回取り上げた際にも、LGBT当事者の割合については御紹介したんですが、ことし1月11日に発表された電通ダイバーシティ・ラボのLGBT調査2018結果報告では、LGBT当事者は8.9%、およそ11人に1人という割合で、左ききの方と同じ割合だそうです。そういうふうにと考えると、市民の方にも、市職員の方の中にも、一定以上、LGBT当事者の方がいるといふふうに考えられるわけで、市としても早急に環境や法整備を行うこと、また偏見や差別をなくすための取り組みが必要だといふふうに考えます。今すぐできる取り組みとして、例えばLGBT専用の相談窓口の開設、市民に対する理解促進の取り組み等が考えられますが、市の認識を伺います。

○地域振興課長（大法 努君） LGBT専用の相談窓口を開設している自治体は全国的にも多くありませんが、そうした先駆的に行っている取り組みについて、情報収集、研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 専用の窓口については、川崎市と鹿児島市で、それまで専用の窓口を設ける前は、特にLGBTの方からの相談はなかったんですが、窓口を開設したら相談がふえたというような事例が実際にあったそうです。当事者の方々は、偏見や差別がまだまだ根強いために、専用の窓口でないと、どこの窓口で相談したらいいかもわからないですし、なかなか相談しづらいという実情があるかといふふうに思います。また、前回取り上げたときも御紹介しましたが、LGBT当事者は自殺のリスクが大変高いということでも知られています。このことから、ぜひ早急な相談窓口の開設をお願いしたいといふふうに思います。

続きまして、市民に対して理解を深めていく取り組みについて、これも重要ではないかといふふうに思います。前回の質問では、市のロビーでの展示や職員向け、市民向けのセミナー等の実施について質問させていただきましたが、その後どのような取り組みがあったのか教えてください。

○地域振興課長（大法 努君） 性的指向など、さまざまな理由により受ける差別や人権侵害をなくすため、毎年12月4日から10日までの人権週間に合わせ、市役所1階ロビーにおいて人権パネル展を実施しております。また、同時に市報に人権に関する啓発や、相談事業の記事を掲載することで、より多くの市民の皆様に理解を深めていただく機会としております。

以上でございます。

○3番（上林真佐恵君） 繰り返になってしまうんですが、市民への啓発ですとか職員の研修などと同時に、相談窓口、例えば常設じゃなくても、期間限定で月に何回かかっていふふうに開設するということも考えられ

ると思いますので、パートナーシップ証明の実施など、先にそういうものをつくっていくことが理解促進につながるというふうにも思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

続きまして、②の教育現場での理解を深めるための取り組みについてお伺ひします。

教育長の答弁の中で、東京都主催の研修会があったということなのですが、具体的にどのような内容で年に何回ほどあったものなのか教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 東京都主催の研修会についてでありますけれども、校長、副校長、主幹教諭等を対象として毎年開催がされております。平成30年度は、副校長を対象として、多様性を認め自分らしく生きる社会づくり、クラスに1人か2人はいるかもしれない性的マイノリティをテーマにした研修会が開かれております。また、平成29年度は、校長及び主幹教諭等を対象として、性別で見る多様性と人権等をテーマに2回開催されております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。教職員向けの研究冊子ということも答弁の中であったと思うんですが、これどのようなもので、どのように活用しているのか詳しく教えてください。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 教職員向けの研究冊子といたしましては、東京都が作成をしている人権教育プログラムがございます。この冊子は、人権教育についての考え方や実践事例等をもとに、児童・生徒への指導方法等を学ぶことができるものとなっております。この冊子の中の一つとして、人権課題、性同一性障害、性的指向の内容が位置づけられ、教職員で活用をしております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** 前回質問をした2年前よりも、人権ということはもちろんなんですけれども、その中にきちんとこの性の多様性ということが位置づけられたなというふうに思います。研修などもふえていて大変喜ばしいことだと思いますので、引き続き取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

ただ、当事者の方からよく聞かれることとして、中学校の保健体育の教科書に、思春期になると誰もが異性への関心が高まるようになりますという記述があつて、これが同性に引かれる子供にとっては、自分は普通ではないという自己否定につながる、それがすごく悩みだったというようなことが、当事者の方からよく聞かれております。この当市が採択してる教科書では、その部分、どのような記述がされているのか確認をさせていただきます。

○**学校教育部参事（佐藤洋土君）** 当市が採択をしている中学校保健体育科の教科書には、異性に関心を持ったり、性的な欲求が生じることは自然な心の変化でありという表記があるとともに、お互いの性に対する考え方や行動の違いを理解し、一人一人が自分らしさを大切にして、お互いのよさを認め合い、高め合える人間関係を築いていくことがとても大切だとも記載がされております。人には個人差や感じ方の違いがあることや、自分も他者も大切にするのできる人権教育の推進にもつながる内容となっております。

以上です。

○**3番（上林真佐恵君）** ありがとうございます。

やっぱり中学生っていうと本当に思春期で、感受性が強い時期で、そういうときになかなか親にも性的のことで言えないでしょうし、学校や友達にもなかなか言いづらいという状況ある中で、やっぱり教科書に、もう異性愛が当然というふうに書かれてしまうっていうのは、すごくこう自分を否定してしまうことにつながると思いますので、当市ではそういう絶対的であるという書かれ方をされていないもの採択されてるということ

ですので、研修会で学んだ内容なんかも、そういうことは教職員の方々もぜひ学んでいただいて、当事者の子供たちに対して理解を深めていただきたいというふうに思います。少数者に対する配慮という考え方ももちろん大切なんですけど、性っていうものはもともととても多様性があるというような認識が広がってきていて、その認識が大切だというふうに思います。

少数だから特別な人という扱いをするのではなくて、誰もが違って当たり前で、誰もがありのままの自分でいられる権利を保障するために、教員に対する研修を充実させること、また児童・生徒に対しても発達段階に応じた取り組みが必要だというふうに考えるんですが、市の認識を伺います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 性の多様性につきましては、社会全体でその認識が今後広がっていくということが想定されますことから、そのような環境づくりに向け、まずは教員が性同一性障害等に対する正しい理解と認識を深めることができる研修等の取り組みが、ますます重要になっていくものと考えてございます。また、児童・生徒の発達段階に応じた取り組みにつきましては、さらなる研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） これは多数者と少数者に限らず、誰でもかなり小さいころから自分の体の性、心の性というものを意識し、自分は女だとか男だとかっていうことを意識して、体は違うなとかって時には思ったり。あと誰かを特別に好きになるなど、自分の性に対する認識っていうのはかなり小さいころから持っているんじゃないかなというふうに思います。小学生でも、4年生ぐらいからプレ思春期ってものも始まると言われていて、私は小学生であっても、児童が性の多様性を学べるような取り組みというのが必要になってくると思うんですが、この点について市の認識を伺います。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 児童が性の多様性を学ぶことができる取り組みについてでありますけど、本市におきましては、まずあらゆる偏見や差別をなくす視点からの人権教育を重視して取り組んでございます。

なお、小学生を対象とする東京都での先行指導事例について、教育委員会といたしましても中学校への指導事例も含めての把握に努めておりますが、今現在は確認ができておらず、全国的にもまだまだ極めて少ない状況であると想定されます。このことから小中学生を対象とする取り組みにつきましては、今後も情報収集に努め、研究をしていく必要があると考えております。

以上です。

○3番（上林真佐恵君） 特別なカリキュラムというものがなくても、やはり研修で学んだことを意識的に、そういう子供がいるかもしれないって意識的に考えて指導するっていうだけでも全然違うことだと思いますので、引き続き情報収集に努めていただければというふうに思います。

LGBTに対する関心が年々高まっていて、理解も以前に比べればかなり深まっているというふうに思うんですが、まだまだ当事者の方々の権利が多数者と同等に保証されているとは言えない状況であって、当事者にとっては大変生きづらい社会であるというふうに思います。この生きづらいっていうのは、ただ何か不便してるとか、困難があるっていうことだけではなくて、私は文字どおり本当に生きていくことが苦痛であって、その結果、自殺を選んでしまう方も少なくないという本当に深刻な事態であって、これは本当に早急に何とかしなければいけないことだというふうに思います。

性の多様性を尊重するという事は、命の問題であるというふうに私は考えています。市においても、必要性は十分に認識されていると思いますので、引き続き強力に取り組むを進めていただくことを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時52分 延会